

15. 5. 11

筑豊鑛山學校

# 石炭鑛業 互助會報

第五卷・第四號

昭和十五年四月二十日發行

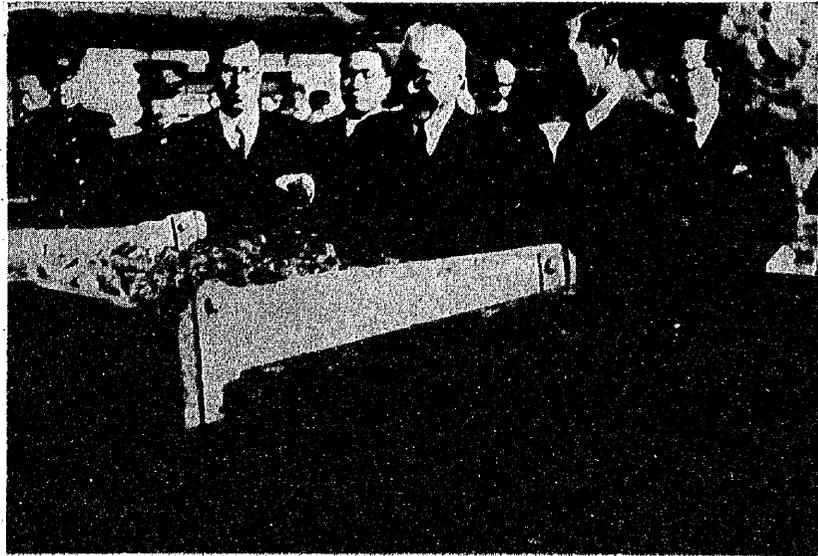
昭和十二年四月七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十日發行)  
昭和十五年四月二十日發行

## 目次

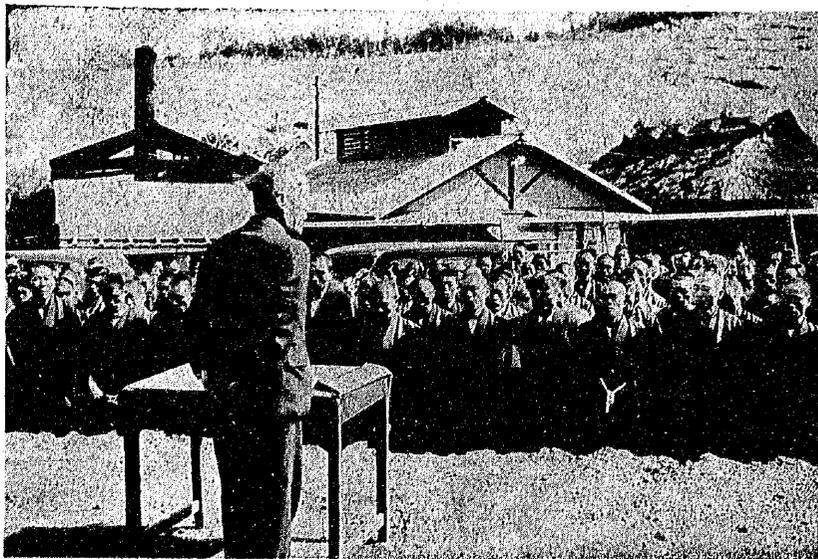
卷頭言(インフレーションを克服せよ)	鳴濤生 (一)
石炭の増産及之が對策に就いて	武内禮藏 (二)
國務大臣と松尾代議士との問答	(三)
法令及解説	(四)
石炭品位取締規則	(五)
石炭配給統制法案全條文と逐條解説	(六)
石炭配給統制法案各派共同修正案及附帶決議	(七)
鑛業法中改正法律	(八)
鐵鋼業中給統制規則	(九)
セメント配給統制規則	(一〇)
炭礦用手配給統制規則	(一一)
吉田厚相炭坑視察	(一二)
試掘出願から試掘權の生れる迄の經過	星惣吉 (一三)
昭和十四年度鑛產稅及特別鑛產稅賦課標準價格	(一四)
石炭増産對策審議會設置要項	(一五)
福岡地方鑛山用資材配給連絡協議會要項	(一六)
石炭増産配給の實績調査會	(一七)
才津原積君の逝去を悼む	(一八)
石炭共販會社買入價格其他	報 (一九)
本會記事	(二〇)
重役會並に理事會其他	(二一)
石炭鑛業權設定	(二二)
炭界日誌	(二三)
	福井生 (二四)

新法令特輯號

石炭鑛業互助會發行



(影撮氏信則井藤) 察視所炭檢坑炭尾目新臣大生厚田吉



(影撮毎大) 辭訓テ於ニ坑炭田神クジ同

炭坑關係者各位の

御安全を祈る

福岡市薬院大通二丁目八一番地

# 福岡石炭商會

店主 山田 菊次

電話福岡西②

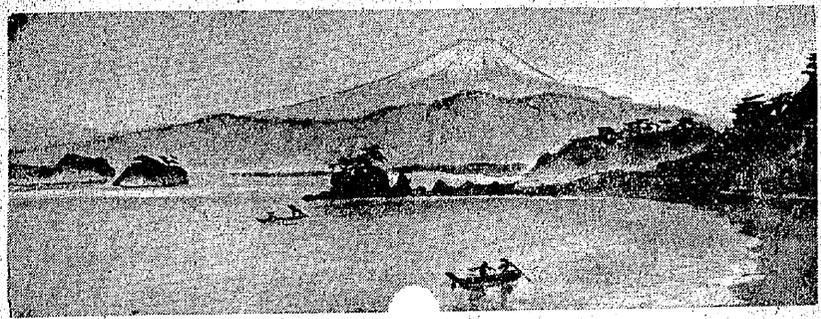
(西)

三四二  
九三三  
一四一  
七二九  
番番番

## 出張所

東京市麻布区木町七番地  
北海道釧路市富田町二番地  
北海道上川町大目  
若松市三番地  
福岡市飯塚市二番地  
福岡市飯塚市二番地  
福岡市飯塚市二番地  
佐賀縣北松浦郡山代町  
佐賀縣北松浦郡山代町  
佐賀縣北松浦郡山代町

電話相模原  
電話相模原  
電話相模原  
電話相模原  
電話相模原  
電話相模原  
電話相模原  
電話相模原  
電話相模原  
電話相模原



◀ 言 頭 卷 ▶

インフレーションを克服せよ

現在我國が當面する重大な問題は、一は支那事變の處理及び之に關聯する對外關係の調整、一は國內經濟問題の處置である。

而して國內經濟問題に於て最も懸念すべきはインフレーションの急速なる進行による經濟不安性である。

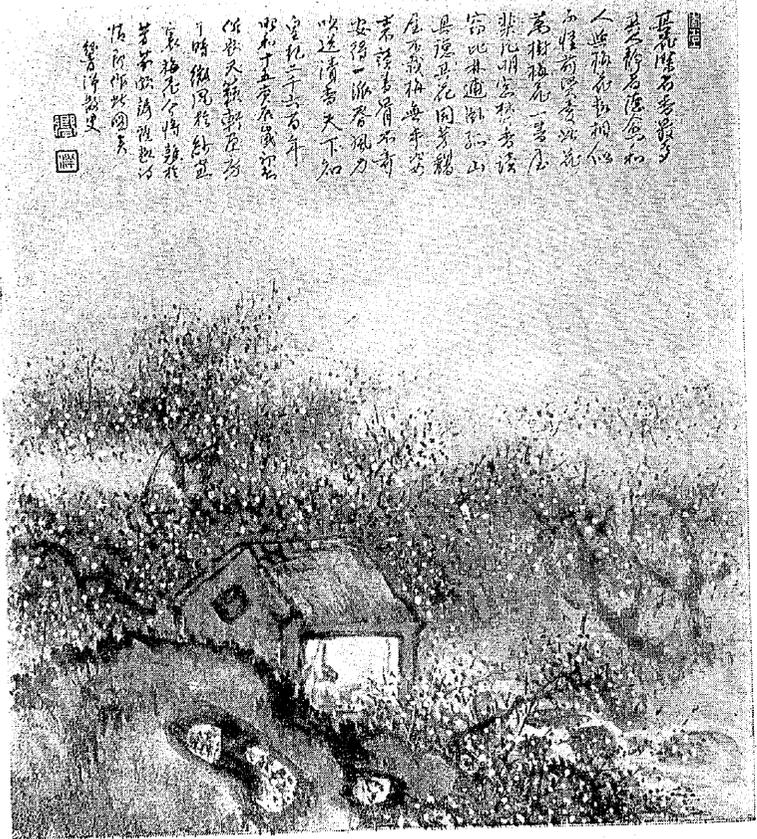
我國のインフレーションは漸次發展の傾向にあるが、未だ悪性インフレーションと迄は行つてゐない。然し若し之を此儘放置して適切なる阻止方策を講じなければ遂には國內經濟に混亂を來し聖戰目的遂行も、東亞新秩序の建設も大なる危胎に類しなければならぬ。

インフレーションとは通貨の當該流通界内に於ける有效需要量に對する現實供給量の過剰に基いて起る所の變則的通貨流通額の膨脹である。而して之は現象的には通貨と物資の均衡性が破壊せられ、通貨價値の膨脹、下落となり物價の騰貴爲替相場の下落となつて現れて來る。その極端なるものは悪性インフレーションと云はれ經濟の怖るべき病患とも稱すべきもので、之を現出せんか國民經濟の凡ゆる分野に亘り崩壊的な攪亂作用を續け、遂には其の國の經濟關係、社會關係を根底的に破壊せしむる。

今や我國經濟界を觀るに戰時財政に基く國家的大支出により通貨は未曾有の膨脹を來し、一方大陸に於ける軍事的大消耗は國內生産、生活資材の缺乏を誘發しつつある。政府は之に對應して各種の統制法案を制定實施しつつあるが、未だ其適切なる根幹的對策の實施せられざる事と、國民精神總動員の不徹底による新しき國家的社會倫理觀に立脚せる經濟道德性の缺如の爲、闇相場、闇取引横行し、悪性インフレーションの危險性を多分に孕んでゐる。

官民共に猛省をなし之が克服に全力を注ぐべき事は刻下の經濟的一大急務である。

(鳴瀨)



若松 杉山 響洋

其花傳名香數多  
 其香傳名德愈和  
 人無不稱其相和  
 不惟前賢香以此  
 若松松花一葉在  
 非此明窓松香語  
 信此其通和和山  
 具德其在國芳經  
 屋不致其也手空  
 安得一脈香風力  
 吹送清香天下知  
 皇紀三千六百有年  
 中和十五季余與和  
 所於天賦新在亦  
 可晴微風松和並  
 表梅花今所語在  
 若松松花相和以  
 信此其通和和天  
 響洋詩數史

響洋

# 石炭増産の急務及び之が對策に就て

互助會石炭株式會社  
専務取締役

武内禮藏

—本稿は二月十二日貴族院に於る藤原商相の炭價に關する答辨に關聯し武内專務が發表したものである—

## 一、石炭増産の急務に就て

我國現下の産業政策中に於きまして最も緊急を要する重要問題は生産力の擴充であります。而して此の生産力擴充の基調をなす所の石炭増産問題こそは、當面せる産業政策中最も緊急を要する問題なりと斷言して憚らないのであります。

あらゆる物資の不足も、亦之が原因から來る所の關取引も、繼て此の生産力擴充の基調である石炭の増産をなすことに依つて、解決すると云つても敢て過言ではないのであります。

物資の不足は、聖戰目的達成の上から見ましても、亦國民生活安定の上から考へましても、洵に寒心に堪へない次第でありまして、彼の第一次歐洲戰爭に於ける獨逸の敗戦の重大原因は物資の不足より來た國民生活の不安定に依る所極めて大なるものと見られてゐる位でありまして、如何にこの物資の不足が戰爭遂行の上に、悪影響を齎らすかと云ふことは、今更喋々を要しない所であります。亦物資の不足より來る所の關取引は、恐る



べき悪性インフレーションの素因でありまして、何をおいても物資を豊富にすると云ふことが先決問題であります。即ち生産力擴充の基調をなす所の石炭の増産を計ることが最も急務中の急務なのであります。

## 二、炭價の引上げが製造工業の生産費、豫算の遂行、

低物價政策等に影響無きこと

藤原商工大臣は議會に於て、石炭増産の最も簡單にして有効適切なる方法は炭價の適正引上げではあるが、此の最も簡單にして有効適切なる石炭増産方法である所の、炭價の引上げを斷行し得ない理由として、三つの項目を擧げておられます。第一は製造工業の生産品原價高、第二は豫算の遂行難、第三は低物價政策に反するが爲めであると云つておられます。即ち藤原商工大臣は、石炭の増産は炭價の引上げが最も簡單にして有効適切なる方法ではあるが、炭價の引上げは、製造工業の生産品原價を高くし、他面豫算の遂行難を來し、且つ低物價政策に反するから、炭價の引上げは出來ぬと云はれておられます。そこで炭價を引上げずに石炭を増産する方法として石炭増産助成金を近く議會に提案すること、なつておるのであります。私はこの石炭増産助成金の石炭増産上に及ぼす効果、並に藤原商工大臣の擧げておられます。炭價の引上げを斷行し得ない三つの理由に對し、聊か卑見を申し上げ度いと存じます。

石炭増産助成金の石炭増産上に及ぼす効果に就ては、石炭は金の如く品質が一定せず甚だ不動でありますので、増産助成金の爲めに反つて數量に重點を置く關係上、炭質の低下を來す懸念多分にありはすまいかと思はれるのであります。亦炭價に依つては増産が出来る好條件を備へてゐる所もあれば、之と反對に増産に適しない炭礦もあります。現在採算は既に赤字になつてゐるが、増産をしなければ助成金を貰へないと云ふ炭礦も出來るのであります。こう云ふ炭礦は經營が出来る様になります。従つて全體的から見て、この助成金制度に依つて増産を望むことは到底不可能なのであります。

次に商相の擧げておられる、炭價引上げを断行し得ない三つの理由に對し、意見を申し上げます。

第一に商相は、炭價の引上げは、製造工業の生産品の原價を高くする、と申されておられますが、炭價の引上げは石炭の増産となり（これは商相も肯定されておられます）従つて工場の作業能率を增高することに依つて、反つて製造工業の生産原價は低下すると信じております。一例を擧げますと、現在硝子工業の如きは石炭の供給は、三、四割減の消費規正を受けております、而も三、四割減の消費規正は、計算の上では一ヶ月の内十八日乃至廿一日作業が出来る様に思はれますが、實際は石炭の入手が三、四割方減しますと作業日数はもつと酷い割合で減するのであります、と云ふのは、硝子工業は千五百度からの高熱を上げて、ルツボで硝子を熔解しておりますから、溫度を下げますと、忽ちルツボが破壊致しますので、休んでおる間も石炭を焚かねばならぬのであります、この休んでおる間も石炭を焚かねばならぬ關係上、石炭の入手が減すると其石炭入手減の率より、一層作業を休む率が多くなり、製造能率は著しく低下するのであります。それが爲め市場では瓶詰めの酒は殆んど皆無となり、醬油や酢其他藥品類に致しましても、瓶を持つて行くか空瓶と引替えるか又は空瓶を間違なく返却すると云ふ條件を附さなければ、瓶詰めのものは手に入らぬと聞いております。斯様に硝子製品は石炭の不廻りのため、極度に品不足を告げております。而してこの硝子工場の收支計算は、石炭代と直接使用する原料代だけは入手減に應じて支拂も減じますが、ルツボ代や職工賃金家賃等は、全能率を發揮して作業する場合と大した相違が無く、而も一方製造能率の低下はそれだけ總収入を低下することゝなりますから、一個當り生産費は著しく高くなるのであります。然るに石炭さへ思ふ様に入手出来れば、工場能率を最高度に發揮することが出来ますから、少し位炭價が昂騰致しましても反つて一個當り生産費は安くなるのであります。これは一例に過ぎませんが、大體何れの工業に於きましてもこれと同様でありまして、私は此の理由に依りまして、炭價の引上げが、決して商相が申されておられる様に於ける生産品原價の昂騰を來すが如きこととはないと信ずるものであります。

第二、第三は、豫算の遂行難と低物價政策に反するから、炭價の引上げは出来ぬと申されておられますが、なる程炭價が高くなると諸官廳方面や石炭の優先配給を受け得られる軍需工場と致しましては、石炭代の支拂は幾分増加し豫算内で石炭を求め兼ねる様な結果となることもないとは云へませんが、然し出炭が増加すれば夫れだけ生産力は擴充し、物資は豊富となり、諸物價の闇相場等も無くなり、國民生活も安定し、勢ひ勞銀、手當等の支出増加の悩みも解消し、且つ石炭代が製造原價に及ぼす影響は鐵にして其他の者に致しましても極めて微細でありまして、恐らく炭價の引上げが總體的に見て、豫算に影響を及ぼす様なことはないと思つております。猶低物價政策堅持に就ても、如何に表面上公定價格亦是九・一八價格がありまして、實質的に闇相場があつては、何んにもならないのであります、この闇相場を無くすることが肝要であります。恐らく法規のみで闇取引を絶滅させることは、或は困難ではないかと思はれるのであります、闇取引の根絶は法規の運用は勿論、物資を豊富にすることが根本問題であります、従つて生産力の擴充は國力の許す限り斷行せねばならぬのであります。即ち石炭は生産力擴充の基本をなすものでありますから石炭の増産こそ最も急務中の急務であります。而して此の石炭増産の方法に就ては、商相言明の如く、最も簡單にして有効適切なる方法は炭價の適正引上げより他にはないのであります。戦時下に於ける適正價格とは物資の供給を最大ならしめる價格であります。宜しく此際炭價の適正引上げをなし、以て物資を豊富にし、一般物價の安定を計ることこそ、本當の低物價政策でありまして、私は此の見地から炭價の適正引上げは、決して低物價政策に反しないと信ずるものであります。

以上は我國現下の状態に鑑み石炭増産の急務中なる所以と、去る二月十二日貴族院に於ける中野敏雄氏の質問演説中、炭價引上問題に關する商相の答辭に就て、聊か意見を述べたに過ぎないのでありまして、猶進んで簡單に石炭増産の具體策に就て一言申上げたいと存じます。

### 三、石炭増産の具體策に就て

第二——は勿論炭價の適正引上げでありまして、石炭増産計畫停頓の最大原因をなしておりますものは、一昨年九月の炭價引下げ命令であります。即ち昭和十三年九月一日商工省は輸出入品等臨時措置法に基いて、昭和石炭に對しては標準價格の約一割、我互助會に對しても相當額の値下げを強行せしめた儘、今日まで釘付となつておるのであります。之に反して勞銀、諸機械、鐵材類は勿論、坑木、板類等の木材に至るまで急騰を告げ、昨年九月十八日の物價停止令迄此間約一年間に二割六分方の値上りを來してゐる状態でありまして、今日如何に炭業採算が悪化してゐるか云ふことは申上げる迄もないのであります。不合理な炭價の引下げ抑制が石炭増産の一大障害をなしてゐる實狀に鑑み、此の際炭價の修正即ち適正なる炭價の引上げは當然のことと考へるのであります。炭價の引上げが商相の云はれる如く、製造工業の生産費を高くしないこと、豫算の進行に影響の無いこと政府の低物價政策に反しないこと等に就ては、前述の通りでありまして、我國の現状から見まして生産力擴充の基本であります所の石炭増産の爲に、即時炭價の適正引上げを要望するものであります。

第二——は重要礦物増産法に基く、礦區整理であります。昨年六月に我が互助會所屬炭坑より、合計坪數四百三十萬坪の隣接礦區讓受裁定を申請してあります。之が實現の曉には初年度に於て九十六萬噸、第二年度に於て百六十萬噸の増産が可能であります。當時福岡礦山監督局並に八田商工大臣に對し即時裁決方を要望致しましたが、今日に至るまで未だ一件も解決を見ないのであります。最近地元當局並に燃料局に對し重ねて緊急解決方を要望したのであります。この増産絶對必要の時期にも拘らず徒らに遷延を重ねておる状態でありまして、洵に遺憾千萬のことでありまして、此の際即時同法第五條に依る裁定を切望する次第であります。

第三——は炭礦資金の融通であります。石炭の増産に就て最も必要なことは資金關係でありまして、從來中小鑛業家と致しましては、主として石炭商人又は需要家等より資金の融通を得て今日に至つたのであります。興銀其他銀行關係によ

るものは極めて稀でありまして、政府の企圖する無準備なる共販制による一手買上會社案、又は現今實施中の切符制度等のため資金關係に著しく狂を生じ、金融難の爲め増産に對する設備を施す術なき實情にあるのであります。依つて政府の確保する石炭配給權の範圍を軍需日鐵、日發、鐵道用炭に限定し、以て需要家と炭鑛業者との提携を容易にし増産に對する資金の融通を講じ得る様にすることが、増産の目的達成上極めて有効適切な處置であると信するのであります。

第四——は炭礦資材の優先配給であります。政府は炭礦資材の優先配給を言明せられておりますが、其の實績につき一例を申し上げますと鐵鋼に於ては事變前の四割弱、坑内照明用カーバイトは約二分の一、坑内用のゴム足袋の如きは極めて少量の配給に過ぎず、之等の鑛業用必需品の配給に就ては、實際上増産に必要な最低限度に對し圓滑且つ迅速なる配給を要請する次第であります。

第五——は勞働力の充足であります。増産に必要な勞働力の充足に就きましては政府に於ても最近半島人の移入等種々斡旋の勞を取られておりますが、何分熟練者に代るに未熟練者の就業でありますので出炭能率は著しく低下してあります。即ち全國炭鑛勞働者の平均出炭高指數は、昭和十一年一月から八月に至る平均一〇〇に對し、十二年同期は九二、十三年同期は八七と逐年著しい低下を示してゐる實狀にあります。従つて全國炭鑛勞働者の稼働能率を向上せしむる爲め、時局に即應した勞働法規の改訂を昨年來當局に對し要望陳情致しておるのであります。未だに事變前の儘の状態であり、ます。此の際時局に鑑み増産の重大使命達成のため、鑛業法中雇傭勞役規則の再検討と、健康保險法の改正は最も緊急を要する問題と考へるのであります。

以上は極めて簡単に石炭増産對策に就て述べたのであります。然し乍ら之が實現の曉は相當の増産は易々たる所でありまして、要は政府當局が消極的に配給統制、消費統制にのみ力癩を入れる代りに、積極的に増産對策に乗り出されんことが肝要であり切に之を要望する次第であります。

# 石炭配給統制法案に關する

## 松尾代議士と國務大臣の問答

衆議院議事速記録より

○松尾三藏君 只今議題トナリマシタル石炭配給統制法案ハ、石炭不足ニ付、石炭ノ増産及ビ配給ノ圓滑統制ヲ爲ス目的ノ下ニ、提案サレタモノト思ヒマス、私ハ政府ノ思フ如ク石炭増産並ニ配給ノ圓滑ヲ圖ルコトガ出來得ルモノデナイト信ジ、スガ故ニ、此ノ際三四ノ質疑ヲ試ミタイト存ジマス

此ノ法案ノ内容ヲ調査シ、又研究致シテ見マス、決シテ増産トナラズ、却テ減産ニナリ、配給ニ付テモ理論ハ別トシテ、實際問題トシテハ必ず不圓滑ヲ來スモノト思フ筋ガアルノデアリマス(拍手)政府ハ此ノ法案ガ成立致セバ、全國ノ石炭ノ一手買上ヲ斷行シ、各種價格ノ違フ石炭ヲ一元化シテ、「プール」平準價格ニテ賣買セシメントスルノデアリマスガ、「プール」平準制ト云フ如キ制度ハ、我が國情トハ相容レナイノミナラズ、全國ノ石炭ヲ政府ガ「プール」平準價格ニテ賣買致スト云フコトハ、机上ノ空論ニシテ、事實實行出來難キコト、思フノデアリマス、何故ナラバ、全國ノ炭礦數ヲ調査致シマス、昭和系ノ大炭礦ヲ除キ、中小炭礦ト稱スル炭礦數ガ百七十六坑、宇部石炭礦業聯合會系ノモノガ六十坑、常磐炭礦聯合會系ガ八十二坑、北海道石炭同交會系ガ五十坑、計三百六十八坑デアリマス、此ノ三百六十八坑ハ、小ナリト雖モ全部炭礦ト云フ坑名ヲ有スルモノデアリマシテ、此ノ全坑ノ出炭量ハ、年産額約一千二百万噸デアリマ

ス、此ノ外ニ所謂「アウトサイダー」即チ非加盟炭礦數ガ全國デ百四十九坑デアリマス、此ノ非加盟炭礦數ガ全國デ百四十九坑デアリマス、此ノ非加盟炭礦ノ出炭量ハ年産額約〇〇〇〇〇噸デアアル、斯ノ如キ全部ノ炭礦ヲ政府ガ統制スルコトハ困難ト思ヒマスガ、命令ヲ以テ強制的ニ統制内ニ加入セシメラレナラバ、遂ニ事業ノ中止ヲ致サネバナラス所ガ出來ルト思ヒマス、此ノ理由ハ金融關係ノ爲デアリマスカラ別ニ申上ゲマス、尙ホ此ノ他ニ何十年ノ昔ヨリ不用物トシテ棄テ、居リマシタ「ボタ」ト「ボタ」トハ石塊ノコトデアリマスガ、此ノ中ニ僅カバカリノ石炭ガ混入致シテ居リマスモノヲ採取スル爲ニ其ノ「ボタ」ヲ水洗ヒ致シマシテ、採取シタル石炭ヲ全國ニ賣却シテ居ルモノガ相當ニアリマス、九州ダケデモ毎月八九万吨ノ生産ガアル、右ノ如キモノハ炭礦デハアリマセヌノデ礦名モナイ、其ノ數ハ何百何十アルカ分リマセヌ、斯ノ如キモノハ如何ニシテモ統制内ニ加入セシメルコトハ絶對ニ出來ヌコト、思フノデアリマス、然リト雖モ自由販賣ハ配給統制ノ方針ニ副ハズ、結局中止致スヨリ外ニ方法ハアリマスマイ、中止スルコトニナレバ、此ノ水洗ノ石炭ハ、九州ダケデモ年産額百万噸以上ノ減産ヲ致シマス、昨年ノ十月一日前ハ、消費者販賣業者ガ石炭必要ニ付、炭礦業者ハ資金ノ提供ヲ致シ石炭ノ買上契約ヲ爲シテ居リタルニ付、石炭業者ハ資本金乏シクトモ、増産ヲ經營ガ順調ニ出來テ居リマシタ、所ガ昨年十月一日ヨリ切符制度トナリ、従前ノ如ク出資致シテモ石炭ヲ自由ニ受入レルコトガ出來ナイ、故ニ今デハ金融機關ハ全ク杜絶致シ、炭礦ノ一部ニ於テハ増産ノ方法ハ立たズ、經營困難ニナリ居ル所モ澤山出來テ居ルノデアリマス、此ノ儘金融機關ガ出來ザルニ於テハ、數百万噸ノ減産ヲ致スコト、思フノデアリマス、之ニ對スル政府ノ所見ハ如何デアリマセウカ、現在ノ如キ石炭不足ニシテ、軍需、日發、日鐵、鐵道、及ビ全國諸工業ガ大困難ヲ生ジテ居ル際、唯一一噸デモ、一塊デモハ減産スルヤウナ法案ヲ提出致サレタルコトハ、果シテ國策ニ順應スルモノト申サレマセウカ(拍手)我國ハ事變中ニシテ、軍需品ハ申スマデモナク、諸物資ヲ生産致サケレバナラス、其ノ原動力トナル石炭ガ、私ノ心配シテ居ル如ク減産致スヤウナコトニナリマシタナラバ、由々シキ重大問題トナルノデアリマス、御承知ノ如ク昭和十三年十月ノ末日

全國ノ貯炭ハ五百四十萬噸デアリマシタ、現在全國ノ貯炭ハ〇〇萬噸強ニ過キナイノデアリマス、只今ノ如ク最モ危険ナル時期ニ、減産トナルキウナ法案ヲ提出サレルコトハ、國家ノ爲ニ洵ニ寒心ニ堪ヘマセス、此ノ法案ハ前ニモ申シマシタル通り、正シク減産ヲ來シ、配給ノ不圓滑ヲ招來スルコトニナルノデアリマス、配給ノ不圓滑ト申上ゲテ居リマスルコトハ、昨年十月一日ヨリノ石炭配給切符制度ノコトデアリマス、切符制度ノ爲ニ、現在配給上不圓滑ヲ來シテ居ルコトハ、御承知ノ通りデアリマス、併シナガラ石炭増産ヲ致シマスノニハ、資材配給、金融、勞力ノ充足、鐵道、船舶輸送ノ圓滑及ビ炭價ノ値上、此ノ六點ノ中一點缺ケマシテモ増産致スコトハ不可能デアリマス、鐵鋼材ハ事變前マデ石炭一噸當リ〇〇〇〇噸ツツ配給ヲ受ケテ居リマシタ、事變以來切符制度ニ改メラレ、一噸ニ付〇〇〇〇噸トナリ、實際ノ受入量ハ〇〇〇〇噸トナツテ居リマス、是ハ企畫院デモ能ク御承知ノコト、思ヒマス、今マデ斯ル少量ノ配給ナリシモ、事變前ヨリ各炭礦トモ多少貯藏致シテ居ツタ古鐵ヤ、既ニ廢物同様デアツタ屑鐵ヲ利用シテ、配給量ノ不足ニ充當致シテ居リマシタガ、此ノ後ハ古鐵モ屑鐵モナキモノト思ハネバナリマセス、故ニ只今ノ如キ配給デハ、増産ハオロカ、現在ノ出炭ニモ相當形響スルコトヲ考ヘネバナリマセス、又炭礦内ニ於テ危険防止ニ使用スル坑木ハ、急ニ必要ナ場合ガ多クアリマスル爲ニ、從來各炭礦トモ自由買入ヲ爲シ、自由ニ使用ガ出來テ居リマシタガ、昨年ヨリ坑木ノ検査ヲ受ケネバ使用スルコトガ出來ナイコトニナリ、急ニ危険ナコトガ起リマシテモ、坑木ノ検査ヲ致シタモノ、ナキ場合ハ、坑木ヲ使用スルコトガ出來得ズ、遂ニ大落盤ヲ見、石炭採掘ノ上ニ大影響ヲ受ケ、又不幸ニシテ人命ニマデモ關係スルコトノアルコトモ豫想致サネバナリマセス、此ノ坑木検査ニハ當該官吏並ニ炭礦側立會人等相當數人用デアリマス、今日人材勞力不足ノ折ニ當リ、多額ノ經費ヲ要シ、一面勞力ノ充足ヲ缺キ、又斯ル面倒ナル手數ヲ要シ、危険ヲ招クガ如キコトハ、撤廢致サレテハ如何デアリマスカ、以上申シマシタ如ク、鐵鋼資材ノ配給、坑木検査ノ廢止ニ付テ、所管大臣ハ如何ナル御考デアリマスルカ、御所信ヲ伺ヒタイノデアリマス

石炭ハ昭和九年マデノ需要量ハ非常ニ少ク、昭和十年以降同十三年ニ至ル四箇年間ハ、毎年約三百五十萬噸ツツ増産ヲ致シテ居リマシタ、昭和十三年ノ全國需要豫算ハ四千七百五十萬二千三百噸デアリマス、内輸入移入ガ五百萬噸デアリ、同十四年ノ豫算數量ハ〇千〇百〇十〇萬〇千噸、内輸入移入ガ〇百〇十〇萬〇千噸デアリマス、同十三年、十四年ノ對照ヲ、十四年ノ十一月末日ニ調査致シマス、十三年度ヨリモ十四年度ヨリモ十四年度ガ〇十〇萬〇千〇百〇十〇噸増トナツテ居リマス、然ルニ十五年度ノ企畫院ノ需要豫算ハ〇〇萬噸以上ノ如クニ開イテ居リマス、之ヲ昭和十四年ト對照致シマスレバ、〇百萬噸ノ増産トナリマス、昭和十四年度ノ需要豫算サヘモ採掘出炭出來ザルニ、十五年度ノ全需要ヲ實行致スニ付テハ、厚生省ハ勞力ニ重點ヲ置カネバナラヌト思フノデアリマス、昨年十二月ノ二日ト四日ノ兩日ニ亘リ、企畫院ニ於テ石炭増産計畫ニ付政府當局、全國ノ權威者及ビ業者ヲ加ヘ懇談會開催ノ席上ニテ、政府ハ勞力充足ニ半島人ノ移入又ハ全國各縣ノ職業紹介所ニ達シ勞働者ノ割當ヲ命ズルコトヲデアリマシタガ、現在全國トモニ一般勞働者不足ニシテ政府ノ命令アリテモ、多數勞働者ノ充足ヲ圖ルコトハ不可能デアリマス、昨年末マデニ半島人ノ移入ハ全國ニテ約一萬八千人程度ト思ヒマス、本年度石炭ノ増産ニハ、少クトモ四萬人ノ勞働者ヲ増員スル必要ガアルト思フノデアリマス、前ニモ申シマシタル如ク、全國勞働者不足ノ折、此ノ多數ノ勞働者ヲ募集致スコトハ到底不可能デアリマスルカラ、此ノ際一番最上ノ計畫ト致シマシテカ現在採用致シテ居ル所ノ勞働者ヲ以テ、勞働力ノ充足ヲ圖ルベク、勞働者諸君ニ今日ノ時局認識ヲ訴ヘ、勞働規則ノ改正ヲ致シ、稼働時間ノ延長、毎月稼働日數ノ割當、又惡例ニ近キモノ、改正等ヲ、法規ニ依リ斷行致サル、時ハ、石炭ノ増産ニ資スルコトガ出來ル、隨テ勞働者ノ勞銀ノ向上ニモナリ、一舉兩得ト思ヒマスルガ、此ノ點如何ニ御考ニナリマスカ、厚生大臣ノ御答ヲ願ヒタイ

只今申上ゲマシタル如クニ、資材配給ヤ勞力ノ充足、金融、石炭値上等ニ付實行致サレ、バ、増産ノ見込ハ立ツト私ハ思ヒマス、併シ石炭採掘ニ赤ヲ出シテ居ル所ガ多クイノデアリマスルカラ、政府ハ之ニ對シ増産獎勵金及ビ掘進補助金、

又交付金ト云フ形ニテ八千三百六十萬圓ヲ支出シ、石炭増産ニ充當スルトノコトデアラガ、我國ハ現在重大時局ニシテ  
今議會ニ於テ百三億圓ト云フ大豫算ヲ審議致ス時ニ當リ、國民ノ汗ト膏ニ依リ完納ナシタル税金ヲ以テ、八千三百六十萬  
圓ノ補給ヲスルト云フガ如キコトハ、何タルコトデアリマセウカ、何品ニ依ラズ赤字ガ出レバ、當然適正價格マデニハ値  
上ヲ致サネバナリマセヌ、ソレヲ其ノ儘實行セントスレバ、必ズ減産スルコトハ明カデアリマス、然ルニ政府ハ石炭増産  
計畫ヲ赤字ノ儘、現在ノ出炭以上出炭ヲ爲シタル業者ニ對シ、獎勵金ヲ出ストノコトデアリマスガ、斯ルコトデ増産ガ出  
來ルノデアリマセウカ(拍手)此ノ際吾々ヲ納得セシムルニ足ルダケノ御説明ヲ願ヒタイト存ジマス

最後ニ鐵道大臣ニ御尋致シマス、本案ノ石炭増産ハ、全國内デ福岡縣筑豐炭田ガ第一位ノ場所ト思ヒマス、筑豐炭田全  
礦所在地貯炭ハ、鐵道輸送不圓滑ノ爲ニ、昭和十四年九月末日マデハ〇十〇萬〇千噸デアリマシタ、同年十月末日ニハ二  
十五萬一千噸、同年十一月末日ニハ二十九萬七千噸、同年十二月末日ニハ三十七萬五千噸、昭和十五年一月十五日ニハ〇  
十萬〇千〇百〇十噸トナツテ居リマス、現在鐵道輸送不圓滑ノ爲ニ、炭礦所在地貯炭ガ毎月々々左様増加致シテ居リマス  
ニ拘ラズ、本案ノ目的通り増産モ致サネバナリマセヌノデ、此ノ輸送ニ付鐵道大臣ノ御所信ヲ伺ヒマシテ、私ノ質問ヲ終  
リマス(拍手)

(國務大臣藤原銀次郎君登壇)

○國務大臣(藤原銀次郎君) 松尾君ニ御答致シマス、互助會、宇部、常磐、北海道、外ニ「アウトサイダー」ト云フ無  
數ノ炭坑業者ニ對シテ、政府ガ果シテ所期ノ如ク統制シ得ルヤ否ヤト云フ御尋デゴザイマシタガ、此ノ常磐モ、宇部モ、  
互助會モ、北海道モ、ソレノ組合ガ成立致シテ居リマスシ、尙ホ最近「アウトサイダー」ノ方モ、組合ガ結成出來マスル、  
ヤウナ次第ニ相成ツテ居リマシテ、政府ハ十分ニ此ノ組合ヲ運用致シマシテ、此ノ統制ノ目的ヲ達スルコトハ可能デア  
ルト確信致シテ居リマスカラ、左様御承知ヲ願ヒタイ

尙ホ「ボタ」混用ノモノニ付テ御尋ガゴザイマシタガ、是ハ色々惡質ノモノナドモゴザイマスノデ、此ノ「ボタ」ラ普通ノ  
石炭ニ混合シテ、石炭トシテ販賣スルト云フヤウナコトハ、斷然禁止致シタイト存ジテ居リマス、尙ホ其ノ外之ヲ通常ノ  
石炭ト致シマシテ、販賣營業テ致シマスルコトニ付テハ、特ニ考慮ヲ加ヘタイト存ジテ居リマス、尙ホ此ノ石炭ハ、本法  
案ヲ實行スレバ、減産トナルデハナイカト云フヤウナ御尋デゴザイマシタガ、是ハ見解ノ相違デアリマシテ、政府ハ減産  
トナラナイト信ジテ居リマスカラ、何レ委員會等ニ於キマシテ、詳シク政府ノ所信ヲ申述ベタイト存ジマス

尙ホ色々數字ヤ其ノ他ニ付テ詳細御述ニナリマシタケレドモ、本日ハ之ヲ省略致シマシテ、サウ云フ詳細ノコトハ委員  
會ニ於テ詳シク申述ベタイト存ジマス

(國務大臣吉田茂君)

國務大臣(吉田茂君) 石炭増産ノ爲ニ、内外地ニ亙リマシテ勞務者ヲ増加充足シナケレバナラヌコト、御話ノ通りデ  
ゴザイマス、其ノ充足ニ付キマシテハ、今日ノ我國ノ實情ニ於キマシテ、平生ニ於ケルヨリハ多大ノ困難ヲ伴ヒマスルコ  
トモ、是亦御話ノ通りデゴザイマスガ、ニモ拘ラズ各方面十分ナ用意ノ下ニ連絡ヲ取りマシテ、政府トシマシテハ、是非  
トモ所要ノ勞務ノ充足ヲ致サネバナラヌト考ヘテ居リマスルシ、又致シ得ル確信ヲ持ツテ居ル次第デアリマス、勞務者ノ  
充足ガ困難デアラカラ、寧ロ能率ノ増進ト云フコトニ力ヲ入レトラバ宜シイデハナイカト云フ御話デゴザイマス、固ヨリ  
能率ノ増進ト云フコトハ、勞務者ノ員數ヲ殖シマスル場合ト雖モ、其ノ必要デアルコトヲ認メネバナラナイト思フノデア  
リマス、今日不幸ニシテ、勞務者一人當リノ出炭量ガ、從前ニ比ベマシテ減少ヲ見テ居リマスコトハ、洵ニ殘念デゴザイ  
マス、是ニハ種々ノ原因ヲ伴ツテ居リマスノデ、其ノ原因トナル有ユル事情ヲ伴ツテ居リマスノデ、其ノ原因トナル有ユ  
ル事情ヲ精査致シ、其ノ解決ヲ圖ルコトガ先決問題デアリマス、解決ヲ圖ルニ付キマシテ、稼働日數ニ付テノ命令ヲ發シ  
タラ宜シカラウ、或ハ勞働時間ノ延長ヲ致シタラ宜シカラウト云フヤウナ、事例ヲ以テ御話モゴザイマシタガ、是ハ單ニ

一片ノ命令ノミニ依リマシテ、能率ノ増進ヲ圖リ得ルキウサ、簡單ナコトデアリト思フデアリマス（其ノ通り）ト時  
ヲ著アリ）有ニル能率低下ノ原因ヲ排除スルコト云ウコトトシテハ、モウ少シ周到ヲ用意ス要アルト思ヒマス  
デ、委細ノコトハ又他ノ機會ニ於キマシテ、政府ヲ見ル所ヲ御説明致スコトニ致シタイト存ジマス（拍手）

（國務大臣松野鶴平君登壇）

○國務大臣（松野鶴平君） 輸送上ノコトニ付キマシテ松尾君ノ御質疑ニ御答申上ゲマス、現在デサヘ滞貨アルツ  
、是ダケノ生産ヲ増加シテ遺憾ナク輸送ヲ出來ルカドウカ、斯ウ云フ趣意ヲ御質疑デアリマスガ、成程現在モ滞貨ガアリ  
マス、其ノ滞貨ニ對シマシテモ、原因ヲ探究致シテ見マスト、種々ノ理由ガアルデアリマス、ソレデ生産カラ積込、ソ  
レカラ輸送、即チ陸運カラ海運ニ至リマスマデニ於キマシテ、諸種ヲ統一ノ止ニ圓滑サラザル點モアルデアリマスガ  
サウ云フ方面ニ對シマシテ、今十分ノ對策ヲ講ジテ居ル譯デアリマス、今度ノ生産ノ増額ハ十四年度ノ生産ノ約一割五分  
内外デアリマスカラ、ソレニ對シマシテハ、先ヅ輸送上ドウシテモイカナイ場合ハ、二月二十五日ニ發布致シマシタ所ノ  
陸運統制令、斯ウ云フモ一ノ場合ニハ使ハナケレバナラヌカト考ヘマスケレドモ、斯ウ云フモノハ成ベク使ハナイ  
コトニシマシテ、サウシテ石炭ノ産地、殊ニ松尾君ノ述ベラレタ、筑豊、ソレカラ肥前ノ松浦、室蘭線、斯ウ云フ方面ニ  
對シマシテハ一段ノ改良計畫ヲ致シマシテ、サウシテ又水陸連絡、海上設備、輸送擴充計畫ノ實施ヲ致シマシテ、成ベク  
輸送ニ支障ノナイヤウニ輸送計畫ヲ徹底サセ、輸送上ノ重點主義デ、優先的ノ輸送ヲヤルトカ、空車ノ廻送ヲ成ベク回避  
スルトカ、交錯輸送ヲ排撃スルトカ、新造貨車ヲ大型ニスルトカ云フ、斯ウ云フ諸種ノ計畫ヲヤリマシテ、出來ル限リノ  
方法ノ下ニ各種ノ機關ニ十分ノ連絡ヲ取ツテサウシテ圓滑サ配給ヲヤル、サウ云フ場合ニ於キマシテハ生産擴充ノ資材ト  
カ、生活必需品トカ斯ウ云フ物ノ外ニハ、或ル場合ニ於キマシテハヤハリ配給上ノ不便モ忍シデ蔵カサケレバサウモ  
モ出ルト思ヒマス、併シナガラ出來ル限リ生産ト荷役ト運送ト緊密ヲ連絡ヲ取ツテ、増産ニ對シマシテ遺憾ナキ輸送ヲ致

シタイ、斯ウ云フ計畫ヲ致シテ居リマス（拍手）

○松尾三藏君 簡單デアリマスカラ、自席カラ發言ヲ御許願ヒマス

○副議長（田子一民君） 簡單ナラバ議席カラ許シマス

○松尾三藏君 商工大臣ノ御答辯ヲ藏キマシタ中ニ、私ガ水洗ヲ致スコト、申シマシタコトニ付テ、其ノ「ボタ」ノヤウ  
ナ懸賞ナ物ハナルダケ除外スル考デアルト云フヤウナコトヲ御述ニナリマシタガ、根本ガ間違ウテ居ル譯デアリマス、「  
ボタ」ノ中ニアル所ノ本當ノ石炭ヲ洗ツテ居ルモノガアル、私ハ斯ウ申上ゲタ、ソレヲ「ボタ」ヲ洗ツテ居ル、斯ウ云フ風  
ニ御解釋ニナリマシタヤウデアリマスカラ、根本ガ違ツテ居リマス、一言商工大臣ニ申上ゲタイト思ヒマスガ、「ボタ」ノ  
中ニ僅カ一割半乃至二割位ノ石炭ガアルデアリマス、サウ云フ石炭ヲ水洗シテ市場ニ出シテ居ルデアリマスカ  
ラ、「ボタ」トハ違ヒマス、一言申上ゲテ置キマス



法令及解説

石炭品位取締規則

(昭和十五年四月十五日公布商工省令第二十一號)

本規則ハ昭和十二年九月十日公布法律第九十二號第一條第三條ノ規定(輸出品等ニ關スル臨時措置法)ニ依リ公布サレタルモノ

石炭品位取締規則

第一條 石炭ヲ目的トスル鑛業權者(以下石炭鑛業者ト稱ス)ハ其ノ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡

ヲ含ム以下第四條迄同ジ)スル石炭ニシテ自己ノ掘採ニ係ルモノ(自己ノ掘採ニ係ル石炭ト其ノ他ノ石炭トヲ混合シ一ノ銘柄ヲ附シテ販賣スルモノヲ含ム以下自産炭ト稱ス)ノ銘柄及其ノ銘柄ヲ附スル石炭ニ關スル左ニ掲グル事項ヲ販賣前ニ鑛山監督局長ニ届出ツベシ

一 最低保證品位

第二條 石炭ノ輸入又ハ移入ヲ爲シタル者ハ其ノ販賣スル

イ 發熱量

ロ 灰分

二 掘採鑛山名

三 自己ノ掘採ニ係ル石炭以外ノ石炭ヲ混合スル場合ニ於テハ其ノ石炭ノ銘柄

前項ノ届出ヲ爲シタル者當該銘柄ヲ廢止シ又ハ同項各號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ之ヲ鑛山監督局長ニ届出ツベシ

石炭ニシテ自己ノ輸入又ハ移入ニ係ルモノ(自己ノ輸入又ハ移入ニ係ル石炭ト自産炭以外ノ石炭トヲ混合シ一ノ銘柄ヲ附シテ販賣スルモノヲ含ム)ノ銘柄及其ノ銘柄ヲ附スル石炭ニ關スル左ニ掲グル事項ヲ販賣前ニ地方長官ニ届出ツベシ

一 最低保證品位

イ 發熱量

ロ 灰分

二 産出地名

三 自己ノ輸入又ハ移入ニ係ル石炭以外ノ石炭ヲ混合スル場合ニ於テハ其ノ石炭ノ銘柄

前項ノ届出ヲ爲シタル者當該銘柄ヲ廢止シ又ハ同項各號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ之ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第三條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者石炭ヲ販賣セントスルトキハ一契約ニ付十吨未満ノ石炭ヲ小賣スル場合ヲ除クノ外其ノ石炭ノ銘柄及最低保證品位ヲ其ノ買受人(委託販賣ノ場合ニ在リテハ受託者)ニ通知スベシニ以テ

銘柄ノ石炭ノ混合シタルモノトシテ石炭ヲ販賣スル場合其ノ銘柄別混合割合ニ付亦同ジ

銘柄ノ石炭ノ混合シタルモノトシテ石炭ヲ販賣スル場合其ノ銘柄別混合割合ニ付亦同ジ

第四條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者石炭ヲ當該石炭ニ付前條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル銘柄以外ノ銘柄ヲ附シテ販賣スル場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ

石炭鑛業者又ハ石炭ノ輸入若ハ移入ヲ爲シタル者第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル場合及石炭ヲ選別シテ販賣スル者第九條ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ銘柄別ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 銘柄

二 最低保證品位

イ 發熱量

ロ 灰分

三 前條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル銘柄

四 前條ノ銘柄以外ノ銘柄ヲ附シテ販賣スル事由

第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第二號ニ掲グル事項ヲ變

更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ

第一項ノ許可ヲ受ケタル者當該銘柄ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第五條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ其ノ販賣(昭和十五年四月三十日以前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同シ)スル石炭ニ付其ノ銘柄又ハ銘柄別混合割合ヲ揭示其ノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ地方長官(石炭鑛業者自産炭ヲ販賣スル場合ニ在リテハ鑛山監督局長)ニ於テ其ノ必要ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者其ノ販賣スル石炭ノ品位ガ當該石炭ニ附スル銘柄ニ付第一條若ハ第二條ノ規定ニ依リ届出デ、第三條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケ又ハ第四條若ハ第九條ノ許可申請書ニ記載シタル最低保證品位ニ達セザルトキハ之ヲ當該銘柄ノ石炭トシテ販賣スルコトヲ得ズ

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者銘柄別混合割合ヲ示シテ石

炭ヲ販賣スル場合ニ於テ其ノ石炭ノ品位ガ當該各銘柄ニ

付第一條若ハ第二條ノ規定ニ依リ届出デ、第三條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケ又ハ第四條若ハ第九條ノ許可申請書ニ記載シタル最低保證品位及當該銘柄別混合割合ニ依リ算出シタル品位ニ達セザルトキハ之ヲ當該銘柄及銘柄別混合割合ノ石炭トシテ販賣スルコトヲ得ズ

第七條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ指定シタル品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓(ボタ、ズリ其ノ他石炭ヲ選別スル場合ニ生ズル炭滓ヲ謂フ以下同シ)ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ第九條ノ許可ヲ受ケタル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官(石炭鑛業者自産炭又ハ之ヲ含ム炭滓ヲ販賣スル場合ニ在リテハ鑛山監督局長)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ其ノ販賣スル石炭ニ前條ノ品位ニ達セザル石炭、石炭ヲ含ム炭滓又ハ土石其ノ他石炭ニ非ザル物ヲ混入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官(石炭鑛業者自産炭ヲ販賣スル場合ニ在リテハ鑛山監督局長)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ

限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ヨリ石炭ヲ選別シ之ヲ販賣スル者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ但シ石炭鑛業者自産炭ヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 販賣スル石炭ノ銘柄

二 販賣スル石炭ノ最低保證品位(銘柄別ニ記載スベシ)

イ 發熱量

ロ 灰分

三 石炭ヲ選別スル場所

四 石炭ヲ選別スル方法及設備

五 原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ取得方法

六 一月間ニ取扱フ原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ數量及選別シテ得ル石炭ノ數量

七 販賣先

第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第一號乃至第四號ニ掲グ

ル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ

第二項ノ許可ヲ受ケタル者當該石炭ノ販賣ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第十條 地方長官(石炭鑛業者ノ帳簿、其ノ販賣スル自産炭ノ品位其ノ他ノ検査ニ付テハ鑛山監督局長)必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ノ帳簿、其ノ販賣スル石炭ノ品位其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五條乃至第十條ノ規定ハ昭和十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

石炭鑛業者又ハ石炭ノ輸入若ハ移入ヲ爲シタル者ハ昭和十五年四月三十日以前ニ賣渡ス石炭ニ付テハ第一條又ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ鑛山監督局長又ハ地方長官ニ届出ヲ爲スコトヲ要セズ

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ昭和十五年四月三十日以前ニ買受ケタル石炭ヲ販賣スル場合ニ於テハ第三條又ハ第四

條ノ規定ニ拘ハラズ買受人ニ通知シ又ハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者本則施行ノ際現ニ使用中ノ銘柄、其ノ銘柄ヲ附スル石炭ノ最低保證品位(發熱量及灰分)及其ノ石炭ノ仕入先ノ附シタル銘柄ヲ昭和十五年四月三十日以前ニ地方長官ニ届出デタルトキハ第四條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ其ノ届出デタル事項ハ同條第二項ノ許可申請書ニ記載シタル事項ト看做ス

- 一 常磐炭及宇部炭以外ノ石炭  
發熱量 四千カロリ以上  
灰 百分ノ四十五以下
- 二 常磐炭及宇部炭(宇部炭田大脈層ヨリ産出スル粉炭ヲ除ク)  
發熱量 三千五百カロリ以上  
灰 百分ノ四十五以下
- 三 宇部炭田大脈層ヨリ産出スル粉炭  
發熱量 三千二百カロリ以上  
灰 百分ノ四十七以下

石炭品位取締規則第七條ノ規定ニ依リ石炭品位左ノ通り決定商工省告示第百七十五号ヲ以テ四月十五日告示

## 石炭配給統制法案全條文と逐條解説 (全文)

石炭配給統制法案の全文及東燃料局長官の説明になる逐條解説は左の通りである

**第一條** 石炭の生産業者、輸入業者及び移入業者並に石炭の取扱を爲す會社にして主務大臣の指定したるもの(指定會社)は命令の定むる所に依りその生産、輸入、移

入又は取扱に係る石炭を日本石炭株式會社に賣渡すべし但し左に掲ぐる場合は此の限りにあらず  
(一)石炭の生産業者、輸入業者又は移入業者命令を以て定むる場合を除くの外その生産、輸入又は移入に係る石炭を自己の用に供するとき(二)指定會社の社員又は株主

たる石炭の生産業者その生産に係る石炭を當該指定會社に賣渡すとき(三)特別の事情ある場合に於て主務大臣の許可を受けたるとき

**第一、趣旨** 本條は本法の根幹を爲す規定にして石炭の生産業者、輸入業者、移入業者及主務大臣の指定する會

社は自己の生産、輸入、移入又は取扱ひにかゝる石炭を各號に掲ぐる例外の場合を除き全部日本石炭株式會社に賣渡すべき義務を課したるものにして本條あつて始めて日本石炭株式會社は石炭の一手買上を爲し一定の配給計畫に基づきプール平準價格を以つて販賣し配給の圓滑と價格の適正を圖り得るものなり

**第二、説明** 日本石炭株式會社に對する石炭の賣渡しに關しては生産數量大なる業者、輸入業者及び移入業者は直接販賣せしむるも中小生産業者に付いては煩を避くる爲め直接日本石炭株式會社に販賣せしむることなく、之等を地域的に統合し團體又は會社を組織せしめ團體を組織せる場合に於ては右團體に委託して販賣せしめ(斯の旨は命令に規定す)、共販を爲す會社を組織せる場合に

は主務大臣は之れを指定會社と爲し、本會社に一旦販賣せしめたる後同會社をして日本石炭株式會社に販賣せしむるやう取扱はんとす従つて指定會社に販賣したる場合は日本石炭に販賣することを要せざることとし、第二號の規定を設けたり

尙第一號を設けたるは自己の使用する原材料、燃料等の自給を圖るは企業經營形態としては固より當然のことにして他に支障を生ぜしめざる限り之を容認すべきものなるを以て自家用炭は之を日本石炭株式會社に賣渡すことを要せざることとしたるなり尙本號を設けたることに依り不當に炭礦の賣收等行はれ或は需給關係を混亂し弊害を生ずるが如き事態を招來するに立到らば適當なる制限を爲し得る途を殘し置きたり目下の石炭需給の狀況に於ては臨時の措置として自家用數量は之を制限するの要あるを以て石炭販賣取締規則を改正し自家使用の許可制度等を創設し本號に依り需給關係に及ぼすことあるべき影響は之を防止する豫定なり  
第三號は石炭の需要者と生産者が實體を同じくするに拘は

らす人格を異にする場合(例へば日本製鐵と日鐵礦業)、或は兩者が資本的に特殊な關係を有する場合等に於て需要者が發電事業、製鐵事業或は人造石油製造事業の如き石炭を多量に使用し而も石炭獲得の能否が事業の運命を左右するが如き事業を經營するものなる場合を限り許可を與へて生産業者よりの直賣を認めんとするものなり

**第二條** 主務大臣は石炭の配給の圓滑を確保する爲特に必要ありと認むるときは石炭の生産業者、輸入業者、移入業者又は販賣業者に對し石炭の配給に關する施設の賃貸又は讓渡に付命令の定むる所に依り協議を爲すべきことを命ずることを得前項の規定に依り協議を命ぜられたる者協議を爲さず若は爲すこと能はず又は協議調はざるときは主務大臣は當該事項に付必要なる決定を爲すことを得

**第一、趣旨** 日本石炭株式會社は自ら販賣施設を所有することなく其の買上炭の販賣及荷渡は原則として本來の生産業者輸入業者及一手販賣業者の販賣機關をして之に當らしめ自らは之等業者に對する指示權(第十五條參

照)を有して配給の統制を爲さんとするものなるが本會社の指示に従はず配給統制を攪亂する者ありて其の弊放置するを許さざるに至りたる場合、或は石炭の積降しの施設等を獨占し他人に使用せしむることを肯せず爲に重大なる支障を生ぜしむるに至りたる場合等に於て石炭の配給の圓滑を確保する爲特に必要ありと認めたるときは配給に關する施設の讓渡或は賃貸等を爲さしめ以て弊害の艾除を圖らんとす

**第二、説明** 本條の命令は協議の相手方、協議の期限等を定め發するものにして協議の相手方は多くの場合は日本石炭株式會社なるべし  
協議を命ぜられたる者は命令の内容に従ひ相手方と協議して讓渡或は賃貸借の契約を締結し之が履行を爲すものとす若し協議を爲さず若は爲すこと能はず協議調はざるときは主務大臣は當該事項に付一定の手續に依り必要なる決定を爲すことを得るものにして決定は當事者間に於ては契約に代る効力を有するもの

**第三條** 前條第二項の規定による決定ありたる場合に

於て賃貸料又は讓渡價格に付不服ある者は其の決定の通知を受けたる日(決定の通知を受けざる者に付ては其の公示の日)より卅日以内に通常裁判所に出訴することを

得

**第一、趣旨** 本條は前條第二項の規定に依る決定ありたる場合に於て讓渡價格又は賃貸料に付てのみ行政處分に對し通常裁判所に出訴し得る救済の途を開きたるものなり

**第二、説明** 本條に依る訴訟は協議を命ぜられたる者及其の相手方を當事者とする訴訟にして出訴の期間を限定し問題を不安定の狀態に永く置かざる様考慮せり

**第四條** 前二條に定むるもの、外決定並に之に依る石炭の配給に關する施設の賃貸及讓渡に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

**説明** 第二條第二項の規定に依る決定の手續、決定に依る権利の移轉、對價の受渡しに關する措置、讓渡又は賃貸を爲すべき施設に擔保權の設定ありたる場合の措置等本法に規定せられざる事項にして必要なるもの多々あり而も之

等は何れも相當重要なる事項なるを以て勅令を以て規定せんとする

**第五條** 主務大臣は石炭の生産業者、輸入業者若は移入業者又は指定會社に對し其の業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ又は帳簿書類其の他の物件の検査を爲すことを得

**説明** 本條は主務大臣は石炭の生産業者、輸入業者若は移入業者又は指定會社より必要なる資料を徴し得ることとし以て前四條の規定の効果を確保せんとするものなり  
**第六條** 日本石炭株式會社は石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業を營むことを目的とする株式會社とす

**第一、趣旨** 本條は日本石炭株式會社設立の趣旨を宣明せるものなり即ち本會社は各種經濟政策の遂行の完全を期する意味に於て石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業を營むことを目的とす

**第二、説明** 石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖ることを目的とする本會社の事業の範圍は第十四條に規定する

處なり

**第七條** 日本石炭株式會社の資本は五千萬圓とし内二千五百萬圓は政府の出資とす

日本石炭株式會社は主務大臣の認可を受け其の資本を増加することを得

**第一、趣旨** 本條は日本石炭株式會社の資本金額及半官半民の資本組織たることを明にすると共に將來資本増加の場合に於ては本會社の特殊性に鑑み政府の認可を要することを規定せるものなり

**第二、説明** (一)本會社の經營すべき事業は第十四條に列記したるものなるが之等の事業經營に當り之に要する資金は初年度は差當り二〇、〇〇〇、〇〇〇圓内一二、五〇〇、〇〇〇圓は第一回の拂込株金(總資本全額の四分の一)を以て之に充て殘餘は借入金に依るものなるが次年度以降は更に貯炭場、運輸施設、檢炭及檢量施設の建設費を要するを以て第二回以後の拂込株金を以て之に充て殘餘を生じたる時は借入金返済に充つる豫定なり

(二)本會社は其の事業の性質に於て國家的なるものを以て國家としても資金的に之を奨励援助する要あるのみならず民間側一、二株主の專斷に依り會社本來の性質を逸脱せんとする場合は株主權の正當なる行使に依り之を抑制する要あり然れ共政府出資を二千五百萬圓と爲したるは必ずしも常に資本總額の半額を政府が出資すべきことを要求するの謂に非ず、本條第二項に依り資本を増加したる場合に於て其の増加部分の構成は之を任意と解すべきものとす

**第八條** 日本石炭株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上、資本の半額以上若は議決權の過半數が外國人若は外國法人に屬せざるもの限り之を所有することを得勅令の定むる法人にして特に主務大臣の許可を受けたるものは前項の規定に拘らず日本石炭株式會社の株主と爲ることを得

**第一、趣旨** 日本石炭株式會社は國策會社にして之が經營方針の如何は我國民經濟に重大なる影響を及ぼす處あり

禁止せんとするものなり

**第二、説明** (一)本會社特殊性に鑑み其の商號權の獨占を規定し以て同一又は類似の名稱を有する他の會社の出現を禁じ世人の混同誤認を防止せんとす

**第十條** 日本石炭株式會社に役員として社長副社長各一名理事五名以上及監事二名以上を置く

**第十一條** 社長は日本石炭株式會社を代表し、其の業務を總理す、副社長は社長事故あるときはその職務を代理し社長缺員のときは、その職務を行ふ副社長及び理事は社長を補佐し日本石炭株式會社の業務を分掌す、監事は日本石炭株式會社の業務を監督す

**説明** 社長、副社長、理事及び監事の職務權限を定めたるものなり

**第十二條** 社長、副社長及理事は株主總會に於て之を選任し主務大臣の認可を受くるものとし其の任期を四年とす監事は株主總會に於て之を選任し其の任期を三年とす

**第一、趣旨** 本條は日本石炭株式會社の特殊性に鑑み商

るのみならず全品の石炭を一手に取扱ふものなるを以て總動員上の機密事項にも關聯し之が事業の運營に當りては特に慎重を期せざる可からず仍て株式所有者を限定し以て外國資本の流入を排除し國策の遂行に支障なからしむる趣旨なり

而して之が爲株式所有者を明確にするの要あるを以て株式は總て之を記名式と爲したり

**第二、説明** (一)帝國法人に付ては社員、株主又業務執行社員の員數、資本額並に議決權の三方面より限定し、本條の趣旨の達成に遺憾なきを期したり

(二)勅令の定むる法人にして特に主務大臣の許可を受けたるものとは差當り滿洲國及支那關係の法人にして本條の趣旨に鑑み支障なきもののみを豫定す

**第九條** 日本石炭株式會社に非ざるものは日本石炭株式會社又は之に類似の名稱を以て其の商號と爲すことを得ず

**第一、趣旨** 本條は日本石炭株式會社の商號權に關するものにして同一又は類似の名稱を以て商號となすことを

法の特例を設け本會社の役員の選任方法及其の任期を期定せんとす

## 第二、説明

(一)他の特殊會社の立法例に依れば社長、副社長及理事は政府の任命に係るもの多きも本會社に就ては其の事業の特殊性に鑑み努めて従前の販賣業者たる株主の意見を尊重することとし總て之を株主總會に於て選任せしむることとなすと共に本會社の國策的性質に鑑み之を政府の認可に係らしめ人選の適正を期し以て政府及株主の協力調和を圖らんとす

(二)商法第二百五十六條の規定に依り取締役の任期は三年を超ゆることを得ざるものとせるに對し本條に於て理事機關の任期を四年とせるは本會社は國策會社にして政府の監督下にあるを以て任期の長きに亘るが爲の弊害を生ぜざるのみならず任期短期間に失するは却つて圓滑なる國策上支障あるを以て商法の特例を設けたり

監事に付ても同様なり

## 第十三條

社長、副社長及び理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し主務大臣の認可を受けたると

きは此の限りにあらず

## 第一、趣旨

本條は役員の兼業禁止に付き規定せるものなり

## 第二、説明

蓋し社長、副社長及び理事は日本石炭株式會社の執行機關にして専心其の業務に従事すべきものなるのみならず他の職務又は商業に従事することは公正なる見地より職務を執行する上に於て妨げとなる虞れあるを以つて本條に依りて役員の兼業を禁止したり但し他の職務又は商業に従事するも其の職務執行上妨げなき場合に於て政府の認可を得たるときは此の限りにあらずものとす

## 第十四條

日本石炭株式會社は左の事業を営むものとす(一)石炭の買入及び販賣(二)石炭の輸出、輸入、移出及び移入(三)石炭鑛業に對する資金の融通及び投資(四)前各號の事業に附帶する事業(五)其他石炭の需給の圓滑及び價格の公正を圖る爲必要な事業日本石炭株式會社前項第四號又は第五號に掲ぐる事業を營まんとするときは主務大臣の認可を受くべし

**第一、趣旨** 本條は日本石炭株式會社が其の目的を達成する爲行ふ事業の範圍を定めたるものなり

## 第二、説明

(一)石炭の買入及販賣  
石炭の買入及販賣は本會社の最も重要な事業にして石炭の生産業者、輸入業者、移入業者等は第一條の規定に依り其の生産輸入、移入に係る石炭を本會社に賣渡すことを要し本會社は之等の石炭を生産費、炭質、適性利潤等を考慮して決定し第二十三條の規定に依り主務大臣の認可を受けたる價格に依り買取上炭全部を會社内部に於てプール平準化し本會社の規格に依る炭價を決定し第二十三條の規定に依り主務大臣の認可を受け右價格に依り買上を爲したる業者(或は買上を爲したる業者の指定する者)に石炭を賣戻すものとす但し中小業者の生産に係る石炭にして團體又は會社を経由せず本會社が直接購入したるものに付ては配給統制の目的達成上賣戻しを爲さずして日本石炭株式會社に於て適當と認むることも考慮するものとす

(二)石炭の輸出、移入、移出及移入

本會社は本號に掲ぐる事業は差當り之を爲す豫定なきも其の使命に鑑み之を掲記するを當然と考へ掲げたり  
先般の日本發送電問題の如き事態を生じたる場合には其の使命に基き自ら輸入移入を爲すの必要を生ずべく第二十四條、第二十五條の命令と相俟ち石炭需給の圓滑を圖る上に効果あるものと思慮す

(三)石炭鑛業に對する資金の融通及投資

石炭の増産を圖る爲には石炭鑛業に對する金融の圓滑を圖ること最も必要なるが大規模業者は兎も角として中小規模業者の實情は其の生産に係る石炭の販賣權を與ふることに依り問屋筋より資金の融通を受け居る現状にして本會社の設立に依り石炭の配給の合理化を進むるときは從來よりは或程度資金の獲得に困難を感ずることあるべきを以て本會社をして資金の融通及投資の事業を行はしめ増産上支障を生ぜしむることなき様考慮したり

(四)前各號に附帶する事業

以上の事業を行ふに付檢量、檢炭等は當然之を行ふ必要を生ずべく、又石炭の増産に伴ひ貯炭場、積降し施設、

輸送用材、帆船等は何れも其の能力の増大を必要とする  
こと論を俟たざる所にして斯る施設は將來は日本石炭株  
式會社をして新增設經營せしめ其の合理的使用に依り輸  
送費、諸掛の低減を圖ると共に輸送、積降しの迅速を圖  
らんとす之本號に該當する事業なり

(五)其の他石炭の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要  
なる事業

本會社は附屬の研究所分析所を建設し石炭の分析、燃焼  
の研究等を爲すと共に燃料方法の指導等を爲す外生産、  
販賣に關する自活統制の機關としても活動し得べく本號  
の事業は相當廣範圍に亘り得べし  
前述(四)及(五)に掲ぐる事業は會社本來の事業に非ず又  
法文上其の内容必ずしも明確ならざるを以て斯の種事業  
を經營せんとするときは主務大臣の認可を受けしめ監督  
することゝしたり

**第十五條** 日本石炭株式會社は販賣の目的を以て買入  
る、者に石炭を賣渡すときは命令の定むる所に依り主務  
大臣の認可を受け其の石炭の販賣に關し必要な事項を

指示することを得

主務大臣は石炭の配給の圓滑又は價格の公正を圖る爲特  
に必要ありと認むるときは日本石炭株式會社より販賣の  
目的を以て石炭を買入る、者に對し前項の指示に従ふべ  
きことを命ずることを得

**第一、趣旨** 前述の如く本會社は自己の配給施設を所有  
せず買上炭を本來の生産業者、輸移入業者、販賣業者に  
賣戻して販賣及荷渡に當らしむるものなるを以て賣戻し  
に際し之等業者に必要なる事項の揭示を爲し得る權能を  
與へ以て配給及價格統制の目的を達せんことを期したる  
なり一會社に法律上斯る權能を認めたる例は未だ之を見  
ざる所にして其の指示に違反したる場合直に罰則を適用  
するは聊か考慮すべき點なるを以て石炭需給の一致狀況  
より判斷し主務大臣に於て配給の圓滑又は價格の公正を  
圖る爲特に必要ありと認めたるときは會社の指示に従ふ  
べき命令を出し本命令に違反したる者を處罰することゝ  
したり

**第二、説明** 本會社の指示を爲すべき事項は販賣先の販

賣數量、販賣時期、販賣方法(規格に依る賣買)等にして  
指示の相手方は販賣の目的を以て會社より石炭を買入る  
、者に限る而して會社の指示に關しては方法事項、限度  
等に付包括的に主務大臣の認可を受けしむるものとす  
會社の指示に従ふべき旨の命令は各種組合法に規定する  
統制命令の如く一般的なる命令として期間を定めて之を  
爲すものとす

**第十六條** 日本石炭株式會社は商法第二百九十七條の  
規定に依る制限を超えて社債を募集することを得但し社  
債の總額は拂込みたる株金額の三倍を超ゆることを得ず  
社債を募集する場合に於ては商法第三百四十三條に定む  
る決議に依ることを要せず

**第一、趣旨** 本條は日本石炭株式會社に對し會社事業の  
運営上資金調達の便宜を與ふる規定なり即ち社債募集限  
度に關し商法の例外を認め社債總額が拂込みたる株金額  
の三倍に達するまで社債を募集し得ると共に右の社債發  
行に關しても商法第三百四十三條に定むる特別決議に依  
ることを要せざることゝせり

**第二、説明** (一)商法第二百九十七條に於ては社債總額

は拂込みたる株金額を超ゆることを得ざる事規定したる  
本會社の目的たる事業は相當多額の資金を必要とするを  
以て本會社に對し資金の調達を容易ならしむること必要  
なるのみならず本會社はこれを政府の嚴重なる監督下に  
置くものなるを以て商法の制限を超えて社債の發行を許  
すも何等弊害を生ずる虞なきものとす

(二)商法第三百四十三條に定むる特別決議に依るを要せ  
ず普通決議を以て足るものとしたるは本法第十七條の規  
定に依り社債を募集せんとする場合に於ては主務大臣の  
認可を受くべく且つ事業計畫の認可に當りても充分調査  
審議せらるゝものなるを以て充分監督の目的を達すると  
共に資金調達を迅速容易ならしめんとするに在り

**第十七條** 日本石炭株式會社社債を募集せんとする場  
合に於ては主務大臣の認可を受くべし

**第一、趣旨** 本會社は商法の原則を超え拂込資本金額の  
三倍迄社債を發行することを得るを以て濫りに之を發行  
せしむるは本會社の基礎を薄弱ならしむると共に特別の

政府の保護を受くる趣旨に反し本會社の目的達成上支障あるを以て政府の認可を受けしめ資金調達の必要の有無を検し一面株主及社債権者の利益を考慮せんとす

## 第二、説明

(一)本條に於ける認可は監督上の必要に基くものにして効力要件に非ず  
(二)認可は社債の發行額、發行の時期、條件、方法等に關し豫め政府の認可を受くべきものとす

## 第十八條

日本石炭株式會社の社債権者は同會社の財産につき他の債権者に先立ちて自己の債権の辨濟を受くる權利を有す

## 第一、趣旨

本條は本會社の社債権者に對し同會社の財産に付き先取特權を興へて社債の發行即ち資金の調達を容易ならしめんとする趣旨なり

## 第二、説明

本件に依る先取特權の順位に關しては物的擔保を有する債権者に後ることとは勿論なれども民法第三百六條に掲げたる一般の先取權に對しても之に後るものと解するを至當とす

## 第十九條

日本石炭株式會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立つべし

## 第一、趣旨

本條は商法第二百八十八條の法定準備金に對する特則を規定せるものにして會社の基礎を強固ならしむる爲利益金額の中資本缺損補填準備金として百分の八以上を積立つることとなせり

## 第二、説明

(一)商法第二百八十八條所定の法定準備金は利益の百分の二十分の一以上なるも本會社に付ては利益の百分の八以上に引上げたり  
(二)法第二百八十八條所定の法定準備金は會社資本の四分の一に達する迄積立つることを要するも本會社に付ては積立の限度を設けず  
(三)會社は本條に依り利益を配當する毎に其の利益の百分の八を控除するに非ざれば利益の配當を爲すことを得ざることは言を俟たざる所なり(商法第二百九十條參照)

## 第二十條

主務大臣は日本石炭株式會社の業務を監督す

## 第一、趣旨

本條は會社の業務に對し政府が一般的監督權を有することを明にしたるものなり

## 第二、説明

監督に關する必要な事項は第二十一條以下第二十八條に規定せり

## 第廿一條

日本石炭株式會社の定款の變更、利益金の處分、合併及び解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

## 第一、趣旨

定款の變更、合併及解散は會社組織の根本に關係する重要事項なるを以て株主總會の決議のみに依り左右するは本會社設立の目的より見て妥當ならざるを以て此等の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜざることとせり又利益金の處分は會社の運営に重大なる關係あるを以て本會社の使命に鑑み監督を特に嚴重にするを要するを以て同様認可を効力要件としたり

## 第二、説明

(一)認可を單に適法要件に止めず効力要件と爲したるは定款の變更は會社の根本的規則の事業にして會社存立の基礎に重大なる影響を及ぼし會社の合併、解散は會社の人格に變更を生じ又は之を消滅せしむるも

のにして何れも極めて重要な事項なるを以て政府の認可を俟ちて初めて効力を生ずることとし手續の慎重を期したり就中會社の解散は法人格の消滅を來し後に至りて罰則適用の途無きが故に豫め違法状態の起るを防止せんとする趣旨をも含めたり

## 第廿二條

日本石炭株式會社は毎營業年度の事業計畫を定め主務大臣の認可を受くべし之れを變更せんとするときは、また同じ

## 第一、趣旨

日本石炭株式會社に對し其の設立の重大使命に鑑み毎年事業計畫を定めしめて其の内容の適否を審査し、事業の合理的經營を促進し、本社設立の目的達成上遺憾なきを期する爲め政府の認可を受けしむることとなせり事業計畫を變更せんとする場合に付いても同様なり

## 第二、説明

(一)事業計畫の認可は單なる計畫の承認に非ずして計畫の内容の適否を審査し之に従ひて事業を遂行することを認許するものなるを以て本會社は故なくして計畫に違背することを得ざるものとす

(一) 會社が認可を受けたる事業計畫に違背して事業を遂行したるときは罰則の適用を受くるものとす

(二) 事業計畫の変更を命じ得るの規定なきも第二十五條の規定に依る命令を以て充分其の目的を達し得べし

**第廿三條** 日本石炭株式會社は命令を以て定むる場合を除くの外主務大臣の認可を受けたる價格に依るに非ざれば石炭の買入又は販賣を爲すことを得ず

**第一、趣旨** 本會社は一手に石炭の買上げを爲すものなるを以て其の買取價格の如何に依りては増産目的を達成し得ざるは勿論石炭鑛業の存続をも危くするに至るべく又販賣價格プール平準價格に依るものにして之が市價の基準となるを以て主務大臣の認可を受けしめ其の適正を圖ると共に必ず右價格に依り買取及販賣を爲さしむることとしたるなり

**第二、説明** 本條の販賣には自ら輸出及び移出する場合は之を包含せざるものとし輸出又は移出する者に石炭を販賣する場合及特別の事情に依り主務大臣の許可を受けたる場合は命令を以て除外し認可を受けたる價格に依る

ことを要せざることとす

**第廿四條** 主務大臣は日本石炭株式會社に對し石炭の需給調整上必要なる事業を行ふべきことを命じ其の他業務に關し公益上必要なる命令を爲すことを得

**第一、趣旨** 本會社の目的たる石炭の需給の圓滑を期する爲には石炭の需給關係の調整を圖るの要あるを以て主務大臣は斯の目的の達成に遺憾ならしむる爲必要なる事業を行ふべきことを命じ得ると共に公益命令をも爲し得ることとしたるなり

**第二、説明** 本條に於て命じ得べき事業は第十四條に規定する事業にして現に會社が實施し居らず而も需給關係の調節を圖る爲必要なる事業なり例へば石炭の輸入事業移入事業の如し業務に關し公益上必要なる命令とは輸移入事業又は檢量、檢炭の事業を行ひつゝある場合に於ける具體的なる輸移入又は檢量檢炭の命令の如きものを云ふ

**第廿五條** 主務大臣は日本石炭株式會社の業務に關し監督上必要なる命令を爲すことを得

**第一、趣旨** 國策遂行に協力すべき本會社の特殊性に鑑みその業務を監督するの要あるを以て主務大臣は監督上必要なる命令を爲し得ることとしたり

**第二、説明** 本條に依る命令は法規命令たる處分命令たる之を問はざるも本會社の業務遂行が法律、命令定款、事業計畫等に違背することなきやを監督するが如く大體に於て消極的取締を意味するものなり差當つては業務規定の認可事業月報の提出等を命ずる豫定なり

**第廿六條** 主務大臣は日本石炭株式會社監理官を置き日本石炭株式會社の義務を監視せしむ

**第一、趣旨** 日本石炭株式會社は政府出資の關係もあり且本會社の特殊性に鑑み其の業務は國策上の方針に反せざることを要するを以て政府は監理官を置き常時業務を監視するの要あり

**第二、説明** 監理官の權限に關しては第二十七條に規定す

**第廿七條** 日本石炭株式會社監理官は何時にも日本石炭株式會社の金庫、帳簿及諸般の文書物件を檢査する

ことを得

ことを得日本石炭株式會社監理官は必要ありと認むるときは何時にても日本石炭株式會社に命じ業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得、日本石炭株式會社監理官は株主總會其の他諸般の會議に出席し意見を陳述することを得

**第一、趣旨** 日本石炭株式會社監理官の權限を規定したるものなり

**第二、説明** 他の特殊會社法に規定する監理官の權限と同様なり

**第廿八條** 主務大臣は日本石炭株式會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得

**第一、趣旨** 本條は日本石炭株式會社の意思機關及び執行機關に對する監督を規定するものなり會社又は業務執行機關の行爲の法令違反等に對しては夫々の罰則規定ありと雖も之を以て足らざる場合あるを以て更に會社の決議を取消し又は役員を解任することを得る旨の規定なり

**第二、説明** 本條は日本石炭株式會社の意思機關及び執行機關に對する監督を規定するものなり會社又は業務執行機關の行爲の法令違反等に對しては夫々の罰則規定ありと雖も之を以て足らざる場合あるを以て更に會社の決議を取消し又は役員を解任することを得る旨の規定なり

ことを得る旨の規定なり

ことを得る旨の規定なり

**第二、説明** (一)本會社の決議が強行法又は定款に違反

し絶対無効の場合に於ては取消の問題なきも當然無効とならざる場合に政府の取消権あり

(二)役員解任は商法第二百五十七號の例外をなすものと云ふべし

(三)決議の取消、役員解任は之を命するの意に非ずして直に其の効力を生ずる形成的處分なりとす

**第廿九條** 日本石炭株式會社は毎營業年度に於ける配

當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合に達する迄政府の所有する株式に對し利益の配當を爲すことを要せず  
日本石炭株式會社の毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合に於て政府以外の者の所有する株式に對し年百分の四の割合を超え利益配當を爲さんとするときは其の超過する利益金額は利益配當が總株式に付き拂込みたる株金額に對し均一の割合に達する迄政府以外の者の所有する株式の拂込みたる

株金額及政府の所有する株式の拂込みたる株金額に對し

一と三との割合を以て之を配當すべし

**第一、趣旨** 本條は日本石炭株式會社に對する政府の助

成施設の一として其の利益配當に關しては民間所有株式が一定の配當率を確保する迄は政府所有株式を後配株とし民間所有株式を優遇すると共に右の一定率を超過する利益部分に於ては政府所有株式と民間所有株式との配當率が均等に達する迄は政府株式に對する配當割合を大にして速かに均一の割合に達せしめんとする趣旨なり

**第二、説明** (一)民間所有株式に對する利益配當を確保

し以て本會社の圓滑なる資金調達に資する必要があるを以て民間所有株式に對する利益配當年四分に達する迄は政府所有株式に對しては之を猶豫する事となせり  
(二)配當し得べき利益金とは當期利益金より法定準備金事業資、社債利子、其の他の支出を控除したる殘額にして現實に利益配當し得べきものとす  
(三)配當割當年四分としたるは民間出資保護の見地より之を定むると共に又高率に失せざる爲適當と思料す

(四)會社の成績良好にして民間出資に對し年百分の四の割合を超え利益配當を爲し得るときは其の超過する利益

金の配當は民間出資及政府出資に對し一と三との割合を以て配當するものにして兩者に對する配當割合は年六分の場合に於て均一となり右以上は兩者均一とす

**第三十條** 第一條の規定又は第十五條第二項の規定に

依る命令に違反したる者は一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す但し犯罪に係る石炭の價額の三倍か一萬圓を超ゆるときは罰金は當該價額の三倍以下とす

**第卅一條** 第廿三條の規定に違反したる者は五千圓以

下の罰金に處す

**第卅二條** 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の

罰金に處す(一)第五條の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者(二)第五條の規定に依る検査を拒み、妨げ又は忌避したる者

**第卅三條** 營業者は其の代理人、戸主、家族、同居者

雇人其の他の從業者が其の業務に關し第卅條、第卅一條又は前條第一號の違反行爲を爲したるときは自己の指揮

に出でざるの故を以て其の處罰を免る、ことを得ず

**第卅四條** 第卅條、第卅一條及第卅二條第一號の罰則

は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に於ては此の限に在らず

**第卅五條** 前二條の場合に於ては懲役の刑に處するこ

とを得ず

**第卅六條** 日本石炭株式會社左の各號の一に該當する

ときは社長又は社長の職務を行ひ若は代理する副社長を五千圓以下の過料に處す副社長又は理事の分掌業務に係るときは副社長又は理事を過料に處すること亦同じ

(一)本法に依り認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざる(二)第十四條の規定に依らずして業務を營みたる(三)第十六條第一項の規定に違反し社債を募集したるとき(四)第廿四條又は第廿五條規定に依る命令に違反したるとき

**第卅七條** 日本石炭株式會社の社長、副社長又は理事

第十三條の規定に違反したるときは千圓以上の科料に處す

**第卅八條** 第九條の規定に違反したる者は千圓以下の科料に處す

### 附 則

**第卅九條** 本法施行の期日は各規定に付勅令を以て之を定む

**第四十條** 政府は設立委員を命じ日本石炭株式會社の設立に關する事務を處理せしむ

**第四十一條** 設立委員は定款を作成し主務大臣の認可を受くべし

**第四十二條** 前條の認可ありたるときは設立委員は株式總數より政府に割當つべき株式を控除したる殘餘の株式には株主を募集すべし

**第四十三條** 株式申込證には定款認可の年月日並に商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號に規定する事項を記載すべし

**第四十四條** 設立委員株主の募集を終りたるときは

株式申込證を主務大臣に提出し其の検査を受くべし

**第四十五條** 設立委員は前條の検査を受けたる後遅滞なく各株に付第一回の拂込を爲さしむべし

**第四十六條** 創立總會に於ては第十二條の規定に應じ社長、副社長、理事及監事の選任を行ふべし

**第四十七條** 創立總會終結したるときは設立委員は其の事務を日本石炭株式會社社長に引渡すべし

**第四十八條** 商法第六十七條、第八十一條及第百八十五條の規定は日本石炭株式會社の設立には之を適用せず

**第四十九條** 第九條の規定施行の際現に日本石炭株式會社又は之に類似の名稱を以て商號と爲す會社は同條の規定施行後六月以内に其の商號を變更することを要す第三十八條の規定は前項の期間内之を前項に掲ぐる者に適用せず

**說明** (一)第四十條以下は本會社の設立手續に關するものにして本會社設立は發起人の代りに政府に於て設立委員を命じ定款の作成より創立總會終結に至る迄の一切の

事務を處理せしむるものとす

(二)設立委員は關係官廳官吏學識經驗ある者等の中より

命ずる豫定なり

## 石炭配給統制法案

### 各派共同修正案及附帶決議

(昭和十五年三月二十二日衆議院通過)

#### 一、各派共同修正案

第十二條ニ次ノ一項ヲ加フ

「石炭礦業ヲ監督スル官吏タリシモノハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本石炭株式會社ノ役員トナルコトヲ得ス、但主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限りニ非ス

#### 二、各派共同附帶決議

(註) 第十二條社長、副社長及理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス 監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

(一)勞務動員計畫ヲ整備シ以テ増産ニ違算ナキヲ期スベシ  
(二)資材ノ一元的配給方策ヲ講ズベシ  
(三)海陸ヲ通ズル一元的輸送計畫ヲ樹立シソノ運営ニ支

障ナカラシムベシ

- (四)炭質低下ノ防止ニ關シ徹底セル處置ヲ講ズベシ
- (五)鑛區ノ整理、併合ヲ斷行シ經營ノ合理化ヲ圖ルベシ
- (六)炭鑛ノ災害豫防及ビ救濟ニ關シ適切ナル方途ヲ講ズベシ

- (七)統制ニ支障ナキ限り石炭ノ配給ニ關シテハ既設及ビ新規ノ炭鑛ニ對スル本法以外ノ金融投資關係ヲ尊重スベシ

(八)中小炭鑛業者ニ對スル金融投資ヲ簡易敏速ニスベシ

### 三、政府ノ言明ヲ要求セル事項

- (イ)金融投資ニ依リ生ズル損失補填ノ爲特別ノ積立金ヲ設クル必要アリト認ムルガ政府ノ所見如何
- (註)政府言明 金融投資ニ依リ生ズル損失ヲ補填スルタメ日本石炭株式會社ニ相當額ノ特別ノ積立金ヲサシメタル所存デアル
- (ロ)増産計畫ノ實施ニ關シ適當ナル監査ノ方法ヲ設ケ月々其實績ノ調査ヲナシ不成績ナルモノ、原因ヲ究明シ遲滞ナク適當ノ方策ヲ講ジ増産完遂ニ遺憾ナカラ

シムル要アリト思フガ如何

- (註)政府言明 政府ハ増産計畫ノ完遂ヲ期スルタメ十五年度追加豫算ニ於テ技師三人、技手十人、屬十二人ヲ燃料局、鑛山監督局ニ増置シテ監督指導ヲナス外成績監査ニ關シ適當ナル方法ヲ考慮スル

- (ハ)日本石炭會社ノ買取價格ノ決定ニ當ツテハ昭和系、互助會系等ノ建値ノ差異ヲ認メル旨政府ハ言明シテガ右ハ石炭業ノ現狀ニ變更ナキ限り繼續スベキモノト思フガ如何

- (註)政府言明 政府ハ石炭業ノ現狀ガ持續セラル、間ハ現在ノ昭和系、互助會系等ノ生産條件ノ差異ヲ認メコレニ依ツテ買取價格ヲ決定スル方針デアル

### 四、前項以外過去ノ石炭委員會ニ於テ

#### 政府ガ言明セル事項

- (イ)増産獎勵金 四月一日以降交付ノコト
- (ロ)坑道掘進助成金 四月一日以降交付ノコト

内 譯

三ヶ年繼續事業トシ本年度支出

五百六拾萬圓(十六萬米、一米ニ付三十五圓、四

〇坑一坑當四千米)

(ハ)買取補償金

- 本年度豫算二、二四〇萬圓(四、四八〇万ノ半額)ヲ本會社設立後(本年十月)六ヶ月間ニ支給ス但互助會總出炭十五年度〇〇〇萬噸ノ中五〇〇萬噸一噸當一圓四十錢ヲ二段又ハ三段ニ分チ支給ス
- (ニ)不況時對策

本案ニ關係ナク政府ニ於テ別途考慮ス

(ホ)自家燃料炭

日發、日鐵、三井染料、人造石油(約〇〇萬噸)及ビ坑

所燃料トス

#### 不明事項

- (イ)坑道掘進助成金 沿層坑道、本卸、連卸、片磐坑道 新坑年産額ノ制限
- (ロ)増産獎勵金ノ支給方法

## 鑛業法中改正法律

(四月八日公布法律百二號)

### 鑛業法中改正法律

鑛業法中左ノ通改正ス

第二條第一項中「石膏及重晶石」ヲ「石膏、重晶石、明礬石、螢石及石棉」ニ、同條第二項中「含油層ト密接ノ關係アル可

第七條第一項中「其ノ届出ナキトキハ鑛山監督局長之ヲ指定ス」ヲ「代表者ヲ變更シタルトキ亦同シ」ニ改メ同條同項

燃質天然瓦斯」ヲ「炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯」ニ改

ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

鑛山監督局長必要アリト認メタルトキハ共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ニ代表者ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二項前段ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズ又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキハ鑛山監督局長ハ代表者ヲ指定ス

第八條中「勞役者」ヲ「勞働者」ニ改ム

第十條第一項中「並要塞地帯第一區内」ヲ削リ同條第二項中「並要塞地帯第二區及第三區内」ヲ、「要塞地帯第一區及第二區内並陸軍輸送港域第一區内」ニ改ム

第十二條ノ二 主務大臣及鑛山監督局長ハ鑛業權者ニ對シ鑛業ニ關シ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、事務所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムヘシ

第十八條第一項中「二箇年」ヲ「四箇年」ニ改ム  
第二十條中「相續」ノ下ニ「死亡」ニ因ル共同鑛業權者ノ脱

第三十一條 鑛業出願地他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セズ

第三十三條第三項中、第三十一條第二項「ヲ削ル」

第三十三條ノ二ヲ削ル  
第三十四條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ試掘權者其ノ鑛區ニ付採掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ試掘權消滅後更ニ試掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條第一項中「第二十五條第一項」ヲ「第二十四條第一項、第二十五條第一項、」ニ、同條第二項中「第二十五條第一項」ヲ「第二十四條第一項又ハ第二十五條第一項」ニ

「六十日以内」ヲ「三十日以内」、採掘權ヲ「鑛業權」ニ改ム  
第三十八條第二項中「六十日以内」ヲ「三十日以内」ニ改ム  
第四十二條中「第七十二條」ヲ「第四十三條ノ三、第七十二條」ニ改ム

第四十三條ノ二 異種ノ鑛物ノ鑛區重複スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登錄

退、ヲ加フ

第二十四條第二項中「六十日以内」ヲ「三十日以内」ニ、同條第三項中「仍試掘ヲ要スルモノト認メタル場合」ヲ「試掘ヲ要スルモノト認メタル場合第二十九條ノ二ノ場合ヲ除ク」ニ改ム

第二十五條第二項中「六十日以内」ヲ「三十日以内」ニ改ム  
第二十九條ノ二 採掘出願地出願ノ當時其ノ出願人ノ同種ノ鑛物ノ試掘鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分仍試掘ヲ要スルモノト認メタルトキハ其ノ部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セズ

第二十九條ノ三 試掘權其ノ存續期間滿了前消滅シ又ハ試掘鑛區ノ減少アリタリシ場合ニ於テ其ノ試掘權ノ殘存スル期間内（其ノ期間六十日ヲ超ユルトキハ試掘鑛區ノ減少ノ日ヨリ六十日以内）ニ同種ノ鑛物ニ付鑛業ノ出願ヲ爲シタルトキハ舊試掘鑛區又ハ減少部分ニ該當スル區分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セズ  
前項ノ試掘權ノ消滅又ハ試掘鑛區ノ減少ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示ス

ヲ得タル日ノ後ナル者ハ其ノ先ナル者ノ承諾ヲ受ケルニ非サレハ其ノ部分ニ於テ鑛業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登錄ヲ得タル日ノ先ナル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

異種ノ鑛物ノ鑛區重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ニ付鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登錄ヲ得タル日同日ナルトキハ鑛業權者ハ其ノ部分ニ於ケル鑛業ニ付協議ヲ爲スヘシ

試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シ其ノ許可ヲ得タルトキハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ採掘鑛區ノ中舊試掘鑛區ニ該當スル部分ニ限リ試掘權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登錄ノ日ヲ以テ夫々ノ部分ニ付採掘權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登錄ノ日ト看做ス鑛區ノ合併又ハ分割アリタルトキハ第一項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ合併又ハ分割ニ因リ消滅シタル採掘權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登錄ノ日ヲ以テ夫々ノ部分ニ付合併又ハ分割ニ因ル採掘權設定ノ登錄ノ日ト看做ス  
第四十三條ノ三 鑛區他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル

場合ニ於テ其ノ重複スル部分ニ於ケル鑛業他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ妨害ノ排除又ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第四十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

採掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ施業案ヲ定メ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第四十五條第二項ヲ削ル

第七十四條第一項中「二箇年間」ヲ「五箇年間」ニ改ム

第七十五條 採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及就業ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第七十九條中「勞役」ヲ「勞働」ニ改ム

第九十條第一項中「第十一條又ハ第三十六條」ヲ「第十一條第三十六條又ハ第四十三條ノ二第一項」ニ改ム

第九十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二項及第二項ノ規定ハ第四十三條ノ二第二項ノ協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第九十四條 鑛業權ヲ有セスシテ鑛物ヲ採掘シタル者又ハ

詐僞ノ行爲ヲ以テ鑛業權ヲ得タル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

過失ニ因リ鑛區外ニ侵掘シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

處ス

第九十五條中「既ニ之ヲ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徴ス」ヲ「若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス」ニ改ム

第九十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條第三項、第十一條本文、第四十三條ノ二第一項本文又ハ第四十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第四十三條ノ三、第四十五條、第七十二、第七十三條第一項又ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第七十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

四 第七十三條第二項ノ規定ニ基キテ管理者ノ職務ニ關シ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

第九十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四十六條乃至第四十八條ノ規定ニ違反シタル者

二 第七十四條ノ四第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第七十五條乃至第七十八條ノ規定ニ違反シタル者

四 第七十九條又ハ第八十條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

第九十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者

三 第五十三條第一項ノ許可ヲ受ケスシテ障礙物ヲ除却シタル者

第九十九條 削除

第一百條 削除

第一百二條 削除

第一百三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一百四條第一項中「鑛業權者」ヲ「法人又ハ人」ニ、「本法ヲ犯シタルトキハ」ヲ「本法ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ」ニ

「本法ノ處罰」ヲ「其ノ處罰」ニ改ム 第一百五條中「禁錮又ハ拘留」ヲ「懲役」ニ改ム

第一百六條 削除

附 則

第一條 本法施行ノ期日ハ第十條ノ改正規定中要塞地帯ニ關スル部分、同條ノ改正規定中陸軍輸送港域ニ關スル部分及其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本法(第十條ノ改正規定ヲ除ク以下之ニ同シ)施行ノ際現ニ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯(含油層ト密接ノ關係アル可燃質天然瓦斯ヲ除ク以下之ニ同シ)ヲ掘

採スル者アル場合ニ於テ其ノ掘採區域他人ノ鑛區ト重複シ且其ノ鑛業權ノ目的石油ナルトキハ當該鑛業權者ハ附則第三條及同第六條ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ權利ヲ制限セラル

第三條 本法施行ノ際現ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル者又ハ其ノ承續人ハ本法施行ノ日ヨリ六月間從前ノ例ニ依リ其ノ掘採ヲ繼續スルコトヲ得其ノ期間内ニ當該掘採者又ハ其ノ承續人明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル爲出願ヲ爲シタル場合ニ於テ許可ノ登録ノ日又ハ不許可ノ指令ノ日迄亦同シ

第四條 前條ニ掲グル者本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル爲出願ヲ爲シタルトキハ其ノ掘採區域ニ限り第九條第三項、第二十八條、第二十九條及第三十三條ノ規定並ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラズ之ヲ許可ス

第五條 前條ノ規定ニ依リ試掘權ヲ有スル者試掘權存續期

掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ其ノ試掘鑛區ト重複スル部分ニ付テハ第九條第三項及第二十九條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ許可ス

第九條 砂鑛法第五條ノ規定ハ附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依ル鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 本法施行ノ際現ニ存スル試掘權ノ存續期間ハ本法施行ノ日ヨリ四年トス但シ主務大臣已ムコトヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ石油ヲ目的トスル試掘權ニ付テハ四年以内、石油以外ノ鑛物ヲ目的トスル試掘權ニ付テハ二年以内延長スルコトヲ得

第十一條 本法施行前第二十四條第一項、第二十五條第一項(第三十七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第三十八條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テハ從前ノ第二十四條第二項、第二十五條第二項、第三十七條第二項又ハ第三十八條第二項ノ規定ヲ適用ス

第十二條 本法施行前ニ爲シタル採掘出願ノ出願地出願ノ當時其ノ出願人ノ同種ノ鑛物ノ試掘鑛區ト重複スル場合

間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ其ノ試掘鑛區ト重複スル部分ニ付テハ第九條第三項及第二十九條ノ規定並ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラズ之ヲ許可ス

第六條 前三條ノ規定ニ依ル石油ヲ目的トスル鑛業權ヲ有スル者ハ其ノ鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且其ノ鑛業權ノ目的石油ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ於テハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ノミヲ掘採シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス

第七條 本法施行ノ際現ニ契約又ハ慣習ニ依リ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル者ヨリ代價ヲ受ケタル土地所有者ハ附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ對シ右ノ鑛物ノ掘採ニ付相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得

砂鑛法第十三條及第十五條ノ規定ハ前項ノ補償金ニ之ヲ準用ス

第八條 試掘鑛區附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依ル鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ於テ其ノ試掘權者試

ニ於テ其ノ重複スル部分仍試掘ヲ要スルモノト認ムルトキハ第二十九條ノ二ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル本法施行前ニ爲シタル鑛業ノ出願ニシテ其ノ出願地他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スルモノニ於テハ仍從前ノ第三十一條ノ規定ヲ適用ス

本法施行前從前ノ第三十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リシタル鑛業ノ出願ニ付テハ仍同條ノ規定ヲ適用ス

本法施行前十日以内ニ試掘權ノ存續期間満了シタル場合ニ於テハ仍從前ノ第三十三條ノ二ノ規定ヲ適用ス

第十三條 本法施行前從前ノ第四十四條第一項ノ規定ニ依リ差出シタル施業案ハ同條同行ノ改正規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十四條 本法施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

# 鐵鋼需給統制規則

(昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條の規定に依り左の如く定め、  
昭和十五年三月三十日商工省令第十九號を以て公布)

第一條 本則に於て鐵鋼とは別表甲號に掲ぐるものを除く  
の外鉄鐵、鑄鐵管、鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティ  
ンバー、スケルプ及壓延鋼材を謂ふ

第二條 鐵鋼の製造業者(以下製造業者と稱す)の組織する  
團體にして商工大臣の指定したるもの(以下生産統制機  
關と稱す)は製造業者に對し豫め商工大臣の承認を受け  
たる製造業者別の鐵鋼の種類別生産制當數量を當該製造  
業者に指示すべし

前項の指示を受けたる製造業者は其の指示に従ひ鐵鋼の  
製造を爲すべし

第三條 製造業者は其の製造したる鐵鋼にして別表乙號に  
掲ぐるものを商工大臣の指定したる者(以下配給統制機  
關と稱す)以外の者に賣渡すことを得ず但し特別の事情

に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず  
第四條 配給統制機關以外の者は製造業者より其の製造し  
たる鐵鋼にして別表乙號に掲ぐるものを買受くることを  
得ず但し前條但書の許可を受け賣渡す鐵鋼を買受くる場  
合は此の限に在らず

第五條 製造業者は鐵鋼製造用の原料又は材料として使用  
する場合を除くの外生産統制機關より交付を受けたる鐵  
鋼使用承認書に定むる鐵鋼の種類別數量を超え其の製造  
したる鐵鋼を使用することを不得

第六條 生産統制機關は鐵鋼使用承認書を發行し之を製造  
業者に交付すべし

前項の鐵鋼使用承認書は商工大臣の定むる鐵鋼の種類別  
數量の限度を超え之を發行することを不得

第七條 配給統制機關及鐵鋼の販賣業者(シヤリング業者  
を含む以下販賣業者と稱す)は販賣(剪斷して爲す場合の  
販賣を含む以下同じ)の目的を以て買受けたる鐵鋼を販  
賣以外の用に供することを不得

第八條 配給統制機關は商工大臣の承認を受け販賣業者に  
對し其の鐵鋼の販賣に關し必要なる事項を指示すること  
を得

商工大臣は鐵鋼の配給の圓滑を圖る爲特に必要ありと認  
むるときは販賣業者に對し前項の指示に従ふべきことを  
命ずることあるべし

第九條 鐵鋼は官廳に於て又は商工大臣の指定したる者若  
は團體(以下需要統制機關と稱す)に於て發行したる鐵鋼  
割當證明書と引換ふるに非ざれば之を賣渡し又は買受く  
ることを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當する鐵鋼を賣渡し又は買受くる  
とき

イ 御料品

ロ 配給統制機關又は販賣業者(別表乙號に掲ぐる鐵

鋼に在りては當該鐵鋼に付配給統制機關の指定した  
る販賣業者に限る)が販賣の目的を以て買受くる鐵  
鋼

二 特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき  
三 天災事變其他已むを得ざる事由ありたるに因り鐵  
鋼割當證明書に依ることを得ざるとき

前項第三號の規定に依り鐵鋼割當證明書に依らずして鐵  
鋼を賣渡したる者は遲滞なく其の事由を具し其の賣渡先  
別種類別數量を記載したる報告書を商工大臣に提出すべ  
し

第十條 需要統制機關は商工大臣の定むる鐵鋼の種類別數  
量の限度を超え鐵鋼割當證明書を發行することを不得  
需要統制機關に於て發行する鐵鋼割當證明書は別記様式  
に依るべし

第十一條 鐵鋼を使用する作業又は工事を請負ひたる者當  
該作業又は工事に使用する鐵鋼を買受くる爲註文者より  
鐵鋼割當證明書の交付を受けたるときは當該鐵鋼割當證  
明書を自己の屬する需要統制機關に提示し之に其の證印

の押捺を受くべし

第十二條 鐵鋼割當證明書は之を他人に譲渡し又は他人より譲受くることを得ず但し鐵鋼を使用する作業又は仕事を請負ひたる者が當該作業又は仕事に使用する鐵鋼を買受くる爲註文者より鐵鋼割當證明書の交付を受くる場合は此の限に在らず

第十三條 鐵鋼割當證明書と引換へ買受けたる鐵鋼は之を他人に譲渡し又は他人より譲受くることを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第十四條 鐵鋼割當證明書と引換へ鐵鋼を賣渡したる者は遅滞なく當該鐵鋼割當證明書の相當欄に賣渡したる鐵鋼の數量、賣渡の年月日並に自己の氏名名稱及住所を記入すべし

前項の規定は鐵鋼使用承認書に依り鐵鋼を使用したる製造業者に之を準用す

第十五條 鐵鋼割當證明書と引換へ鐵鋼を賣渡したる者當該鐵鋼割當證明書に定むる數量の全部に相當する鐵鋼を

第十九條 配給統制機關は毎月二十日迄に前月中に賣渡したる鐵鋼の賣渡先別種類別數量を記載したる報告書を生産統制機關に提出すべし

第二十條 生産統制機關は毎月二十日迄に第十六條及前二條の規定に依り前月中に提出ありたる報告書の概要を商工大臣に報告すべし

第二十一條 販賣業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 買受けたる鐵鋼の種類別數量及價格、買受の年月日並に買受先の氏名名稱及住所
- 二 賣渡したる鐵鋼の種類別數量及價格、鐵鋼割當證明書の發行者、賣渡の年月日並に賣渡先の氏名名稱及住所
- 三 毎月未に於ける鐵鋼の種類別在庫數量

第二十二條 商工大臣又は地方長官必要ありと認むるときは當該官吏をして販賣業者又は需要統制機關の帳簿其の他の検査を爲さしむることあるべし

附 則

賣渡したるときは其の翌月十五日迄に當該鐵鋼割當證明書

書を商工大臣の指定したる配給統制機關に提出すべし 配給配給統制機關は前項の鐵鋼割當證明書を其の提出ありたる月の末日迄に生産統制機關に提出すべし 製造業者鐵鋼使用承認書に定むる鐵鋼の種類別數量の全部に相當する鐵鋼を使用したるときは其の翌月十五日迄に當該鐵鋼使用承認書を生産統制機關に提出すべし

第十六條 製造業者は毎月末日迄に前月中に於ける鐵鋼の種類別の生産數量、買受數量、賣渡數量及使用數量並に前月末に於ける鐵鋼の種類別在庫數量を記載したる報告書を生産統制機關に提出すべし

第十七條 販賣業者は毎月十五日迄に前月中に於ける鐵鋼の種類別の買受數量及賣渡數量並に前月末に於ける鐵鋼の種類別在庫數量を記載したる報告書を商工大臣の指定したる配給統制機關に提出すべし

第十八條 需要統制機關は毎月二十日迄に前月中に發行したる鐵鋼割當證明書に定むる鐵鋼の種類別數量を記載したる報告書を生産統制機關に提出すべし

本則は昭和十五年四月十日より之を施行す但し第十八條及第十九條の規定は昭和十五年五月二日より、第三十條の規定は同年六月二日より之を施行す

鐵鋼配給統制規則は之を廢止す但し本則施行前從前の罰則を適用すべかりし行爲に付ては仍從前の例に依る 本則施行前に發行したる鐵鋼配給統制規則第二條の鐵鋼割當證明書は之を本則に依る鐵鋼割當證明書と看做す

第十四條第一項の規定は前項の鐵鋼割當證明書には之を適用せず

- 別表甲號
  - 一 磷の含有量一萬分の三以下の鉄鐵
  - 二 電氣爐、坩堝爐又は酸性平爐に依り製造したる鋼を材料として製造したる鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティンバー、スケルプ又は壓延鋼材にして左の各號の一に該當するもの

- イ 炭素の含有量千分の六乃至千分の十五にして磷及硫黄の含有量各一萬分の三以下
- ロ 珪素又はマンガンの含有量千分の八以上但し珪素

及マンガンを含む場合は其の合計含有量千分の十五以上

ハ ニッケル、クロム、銅又はアルミニウムの含有量千分の四以上

ニ タングステン、モリブデン、バナヂウム、コバルト、チタニウム、デルコニウム、硼素、ベリウム、ウラニウム又はタンタリウムノ含有量千分の二以上

ホ 前二號に掲ぐる元素(銅を除く)二以上を含有し其の合計含有量千分の四以上

別表乙號

- 一 銑鐵、鋼塊、壓延、鋼片、シートバー、ティンバー、スケルプ
- 二 棒鋼、形鋼、厚板、厚さ三耗超の中板、ユニバーサル鋼板、縞板、線材
- 三 厚さ三耗以下の中板、薄板、仕上鋼板、珪素鋼板、硬鋼板、錳力(錳力原板及之に表面加工したるものを含む)、帶鋼

四 鋼管

別記

様式 日本標準規格A列五號

(部門略號)

昭和 年 月 日發行

(發行官廳又ハ需要統制機關名及印)

鐵鋼割當證明書

第 號  
(割當期)昭和 年度第四半期(自月至月)  
(割當ヲ受ケタル者ノ氏名名稱及住所)

道 府 市 町 村  
縣 郡 村  
(使用地)

用途	種類	數量	
		噸	斤

(請買人ノ氏名名稱及住所)

道 府 市 町 村  
縣 郡 村  
(請買人ノ所屬需要統制機關名及證印)

實渡年月日	實渡數量	備考

(實渡人ノ氏名名稱及住所)

(實渡人ノ所屬組合名)

鐵鋼需給統制團體

◇鐵鋼需給統制規則第三條の規定に依り左の通り指定す  
鐵鋼統制規則別表乙號の一に掲ぐる鐵鋼に就ては日滿鐵鋼販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號の二に掲ぐる鐵鋼については日本鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號の三に掲ぐる鐵鋼については第二鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號の四に掲ぐる鐵鋼については日本鋼管販賣株式會社

◇鐵鋼需給統制規則第九條の規定に依り左の通り指定す  
(主なるもの及び關係分)

- 鐵道鐵鋼協議會、造船聯合會、阪神造船協議會、關門造船協議會、帝國ガス協會、石油礦業物資統制協議會、石油業物資統制會、人造石油物資協議會、九州石炭礦業懇談會、鐵鋼統制協議會、福岡地方石炭山配給統制協議會、鐵鋼材統制互助會、宇部礦業組合鐵鋼協議會、日本鐵鋼聯合會特殊鋼協議會、日本フェロアロイ協議會、日本鑄

- 鋼協議會、日本銑鐵協議會、電氣協會、電氣通信協會、日本土木建築業組合聯合會、日本電解曹達工業組合、日本アンモニア法曹達工業組合、硫安肥料製造業組合、日本ボートランドセメント同業會、化學纖維物資調整協議會、石炭窒素肥料製造業組合、日本硫磺曹達工業組合、日本塩素酸類工業組合、マグネシウム工業組合、日本アルミニウム工業組合、内地バルブ物資配給協議會、日本管鐵工業聯合會、日本鐵道車輛製造工業組合、日本鐵工製品工業組合聯合會、日本機械製造組合聯合會、鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會、島根縣鐵工工業組合聯合會、廣島縣鐵木工工業組合聯合會、山口縣鐵木工工業組合聯合會、福岡縣機械工業組合聯合會、佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會、熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會、大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會、宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會、鹿兒島縣鐵鋼製品工業組合聯合會、沖繩縣鐵工工業組合

(以下省略)  
◇鐵鋼需給統制規則第十五條の規定に依り配給統制機關は

左の通り指定す

鐵鋼需給統制規則別表乙號の二に掲ぐる鐵鋼に關する鐵

鋼制當證明書については日滿鐵鋼販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號の二に掲ぐる鐵鋼に關する鐵

鋼制當證明書については日本鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號の三に掲ぐる鐵鋼に關する鐵

鋼制當證明書については第二鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號の四に掲ぐる鐵鋼に關する鐵

鋼制當證明書については日本鋼管販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號に掲ぐる鐵鋼以外の鐵鋼に關

する鐵鋼制當證明書については日本鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則第十七條の規定に依る配給統制機關は

左の通り指定す

鐵鋼需給統制規則別表乙號の一に掲ぐる鐵鋼に關する報

告書については日滿鐵鋼販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號の二に掲ぐる鐵鋼に關する

報告書については日本鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號の三に掲ぐる鐵鋼に關する報

告書については第二鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號の四に掲ぐる鐵鋼に關する報

告書については日本鋼管販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則乙號に掲ぐる以外の鐵鋼に關する報告

書については日本鋼材販賣株式會社

## セメント配給統制規則

(昭和十二年法律第九十二號第二條及

第三條の規定により左の如く定め三

月二日商工省令第十三號にて公布)

第一條 本則に於てセメントとはポルトランドセメントク

リンカー(白色セメントクリンカーを除く)、ポルトラン

ドセメント(白色セメントを除く)及混合セメント(高爐

セメントを含む)を謂ふ

第二條 セメントの製造業者(以下製造業者と稱す)は其の

製造せんとするセメントの月別工場別種類別製造豫定數

量を豫め商工大臣に届出づべし之を變更せんとするとき

亦同じ

商工大臣必要ありと認めるときはセメントの製造豫定數

量の變更を命ずることあるべし

第三條 左に掲ぐるセメント製造設備の移轉、讓渡、貸與

若は使用の廢止を爲し又は當該設備をセメント以外の物

品の製造に使用せんとする者は商工大臣の許可を受くべ

し

一 原料粉末機

二 回轉窯

三 仕上粉末機

第四條 製造業者は商工大臣の許可を受くるに非ざれば其

の製造に係るセメントを使用することを得ず但しポルト

ランドセメント又は混合セメントの製造にポルトランド

セメントクリンカーを使用する場合及一月の使用數量五

十噸を越えざる場合は此の限に在らず

第五條 製造業者又はセメントの移入を爲したる者は其の

製造又は移入に係るセメントを商工大臣の指定したる者

(以下共販機關と稱す)以外の者に讓渡(本規則施行前に

爲したる契約に依る引渡を含む)することを得ず但し特

別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限

に在らず

第六條 共販機關以外の者は製造業者又はセメントの移入

を爲したる者より其の製造又は移入に係るセメントを讓

受くることを得ず但し前條但書の許可を受く讓渡するセ

メントを讓受くる場合は此の限に在らず

第七條 セメントの移入を爲したる者は商工大臣の許可を

受くるに非ざれば其の移入に係るセメントを使用するこ

とを得ず

第八條 共販機關又はセメントの販賣業者(以下販賣業者

と稱す)は地方長官又は共販機關に於て發行するセメン

ト制當證明書(以下證明書と稱す)と引換ふるに非ざれば

セメントを讓渡(昭和十五年四月三十日以前に爲したる

契約に依る引渡を含む)することを得ず但し左に掲ぐる

場合は此の限に在らず

一 左の各號の一に該當するセメントを讓渡するとき

イ 御料品

ロ 官廳用品

ハ 軍用品

ニ 輸出品(關東洲、滿洲國又は中華民國に輸出するものを除く)

一 販賣業者に譲渡するとき

三 一月に譲渡先別引渡數量一噸を超えざる數量のセメントを譲渡するとき

四 天災事變其の他已むを得ざる事由ありたるに因り證明書に依ることを得ざる時

五 特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき

第九條 セメントは證明書と引換ふるに非ざれば共販機關又は販賣業者より之を譲受くることを得ず但し前條但書の規定に依り共販機關又は販賣業者が譲渡するセメントを譲受くる場合は此の限に在らず

第十條 地方長官又は共販機關は商工大臣に於て用途別に割當てたる數量の限度内に於て證明書を發行し之をセメントを使用する者に交付すべし

第十一條 共販機關又は販賣業者はセメントを使用する者

より證明書と引換へにセメントの譲受の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず

第十二條 證明書は之を他人に譲渡し又は他人より譲受くることを得ず證明書と引換へ譲受けたるセメントは之を他人に譲渡し又は他人より譲受くることを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第十三條 共販機關又は販賣業者は其の引換へたる證明書に引換後遅滞なく自己の氏名名稱及引換の年月日を示す消印を押捺すべし

第十四條 販賣業者は其の引換へたる證明書を引換へたる日より十五日以内に之を交付したる地方長官又は共販機關に提出すべし

第十五條 共販機關又は販賣業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

一 購入先の氏名名稱及住所、購入年月日並に購入したるセメントの種類別數量及價額

二 販賣先の氏名名稱及住所、販賣の年月日並に販賣し

たるセメントの種類別數量及價額

三 毎月末に於けるセメントの種類別在庫數量

第十六條 製造業者は毎月十日迄に前月中のセメントの工場別種類別の製造數量、販賣數量及使用數量並に前月末に於けるセメントの工場別種類別在庫數量を商工大臣に報告すべし

第十七條 共販機關は毎月十日迄に前月中のセメントの種類別の購入先別購入數量、道府縣別用途別販賣數量、移入數量及移入數量を商工大臣に報告すべし

附 則

類別の購入先別購入數量、道府縣別用途別販賣數量、移入數量及移入數量を商工大臣に報告すべし

本則は昭和十五年三月十一日より之を施行す但し第二條の規定は昭和十五年四月一日より、第四條、第八條乃至第十四條、第十六條及第十七條の規定は昭和十五年五月一日より之を施行す

# 炭坑用軍手配給統制要綱

一、道府縣長官は炭礦用として割當を受けたる數量の範圍内に於て關係鑛山監督局長と連絡の上炭礦別割當を決定の上炭礦に對し割當通知書を交付すると同時に之を所定配給商業組合に通知すること

二、炭礦に於て道府縣廳より割當通知書の交付を受けたるときは遅滞なく之を左記配給商業組合に代金を添へ現品賣渡の申込を爲すこと

三、所定配給商業組合は右割當通知書と引換へに現品賣渡を爲すこと

四、軍手配給商業組合左の如し

一、中央統制團體

組 合 名	所 在 地	地 域
日本織物雜貨小賣商業組合聯合會	東京市日本橋區兜町一ノ八(東林ビル内)	内地

二、地方商業組合

北海道織物小賣商業組合 聯合會	札幌市南十條西一 丁目一三	北海道 新潟、長 野、静岡、以
東京軍手軍足商業組合	東京市京橋區木挽 町二ノ四	東 富山、岐阜
大阪軍手軍足配給商業組合	大阪市西區梅本町 六一	愛知、以西

# 吉田厚相炭坑視察

(口繪寫眞參照)

吉田厚生大臣は、今回大陸皇軍慰問行の途次、北九州の炭坑の視察を行つた。

即ち四月十五日に貝島鑛業の大之浦炭坑、本會所屬新目尾、神田、十八日には日産化學遠賀鑛業所の各炭坑を具に視察した。尙集つた非番坑夫に對して、親しく挨拶を述べ、非常時に於ける石炭鑛業の重大性を強調し

「諸君の御苦勞は戦線にある將兵各位の御苦勞と何等甲乙無いと信ずる、いろいろ物資の不足の事も聞き及んで

るがこれに對しては、折角努力中であるから、安心して國策軌道上をまつしぐらに精進されたい」と結び聞く者、に強い感動を與へた。

## 參 考

### 試掘出願から試掘權の生れるまでの經過 (十二)

蒙疆自治政府  
産業部事務官

星

惣

吉

#### 公益上有害の虞れある試掘願の處理

鑛山監督局長試掘願を受理したる場合其の出願地の一部又は全部が新なる場所に係るときは避滞なく其の旨所轄地方長官に通知し公益上に關する意見を求むることは既に述べたる通であるが、右に關し地方長官より公益上支障ありとの通知を受けたるときは其の出願を如何に處理すべきものであるかを是から説明しようと思ふ。地方長官より鑛山監督局長に發せらるゝ公益に關する意見中所謂「公益上支

障あり」との回答なるものが從來の事例の實際に鑑み直に承服し得ざるもの多々存するのである。尤も此の回答の依て生ずる所を詮策するなれば地方長官に於て問題を他の地方行政事務同様取運ぶものとせば左様に多く誤りある筈なかるべきも實際は地方廳に該事務に關する國庫支辨の專任吏員配屬なきを理由として此の調査に氣乗せざるもの、如く斯る重大なる仕事を一雇員に委せ切りに放任し鑛山監督局長より出願の通知を受けたるときは殆ど其儘地元市町村

役場へ回送的の諮問を爲し市町村長の答申を單に取次ぐに過ぎざる現況であるから前記の如き承服の價値なき回答に過ぎざることは寧ろ當然であらうと思ふ。鑛山監督局に於ては地元長官より公益上支障ありとの通知を受けたときは先づ一應机上の調査を爲し例は出願地内若は其の附近にて地方長官の所謂公益關係ありと稱せらるゝことが果して公益關係なりや、或は單なる私益關係に止まりはせぬかを考慮し、且支障ありと見られたることが鑛業専門的の見地より果して支障あるものなりや或は單なるキエウに過ぎざるものにあらざるやを調べ、若し机上疑問を生じたるときは更に地方長官へ對し再調査方を請求し然らざるものによりては所謂實地調査と稱し其の出願地を踏査し公益有害の有無を實地に就て検討する方法を講ずるのである。公益有害の有無に關し實地調査を要するものと決定したるときは出願人に對し現場に立會の命令を發すると同時に關係官廳に對しても期日及會合の場所を指定して吏員の立會を請求し公益上支障ありとの意見を生じたる事情を現地に於て指摘説明を求め調査を行ふものである。

從て右調査に當るべき鑛山監督局の吏員は公益と私益との區別を識別することを得且既設土地物件と新に開始せらるべき鑛業とが兩者何れが公益を増進すべきか法律觀念のみならず經濟的價値判斷の知識を有する者と各出願礦物に付採掘並に豫防施設に關し専門の知識を有する技術者をして共同調査の方法を選ばしむべきであるに、從來に於ける鑛山監督局の慣例は此の重大なる問題の調査を單なる測量技術者に放任するの嫌あるは人員と豫算少なき特別地方官廳として無理からぬことにもせよ専門の知識及經驗なき者をして調査せしむることは公害の有無判斷を困難ならしめ引ては一時的の誹謗策として出願人に對し或は減區出願を或は出願の取下若は拋棄をシヤウヨウし出願人をして心ならずも後難を恐れ御無理御尤の専制手段に服従せしむる等私權並に行政處分を輕視することの危険少からざるが故此の問題は直に改善すべきであると思ふ。尙之と共に地方廳から立會せらるゝ吏員に就て一言許さるゝものとせば此處にも亦改善を要する事情が存するのである。即ち地方廳の立會吏員は公益と私益との區別を判斷し得ざる者多々あるの

みならず公益上支障ありとの説明すら爲すことを得ざる者多々あり何んの爲に立會せられたるやと質問するなれば曰く「上司から行つて見てこい」と申されたから來たのであつて公益上支障あるや否やは今直に即答し得ずと平氣で述べらるゝ者がある地方廳としても此の点を充分考慮して愆いものである。以上大部横道にソレテグチを述べ恐縮の次第であるが要するに此の公益害の有無に關する實地調査なるものは鑛山監督局の吏員と公益關係官廳の吏員とか出願地現場に會合し地方長官の公益上に關する意見に誤りなきや否やを調査する爲参考として出願人を現場に立會せしめ調査に必要なる出願礦物の存在状態、鑛床の位置形状、開坑場所並に鑛業上の設備其の他試掘の方法等を説明せしめ該試掘の方法が公益問題に關聯する處れあるときは更に其の除害を目的とする施設方法を聴取し是非を判斷の上鑛山監督局の調査員は獨自の見解に於て「公益を害すること無く鑛業を爲し得る方法あり」との結論を得たるときは其の由公益關係官廳の吏員に説明し後日鑛山監督局長と地方長官との照差に關

し調査上行違のなきことを確め置くべきである、尤も此の最後の打合には鑛業出願人の居らざる場所を選ばべきは勿論、其の打合の内容等も出願人へ知らしむべきに非ざるものと思料す。鑛山監督局の調査員前記の調査を終了したるときは直ちに調査復命書を提出すべきである。其の復命書には一、出願地の地理及地勢二、地質、鑛系並に鑛業の價値三、公益關係(イ)地方長官の意見(ロ)出願人の説明に係る試掘の方法並に除害施設(ハ)實地の状況並に設計の適否四、地方廳の立會員との打合事項 五、結論以上の復命書が提出せられたるときは一應其の内容を審査し、公益上有害なると認むるときは絶對的公益有害(豫防)の方法全然なきもの、例へば敬神若しくは思想上の公害)たると相對的公益有害(除害方法可能なるも收支相償はざき直ちに不許可處分を爲すべく、然らざるもの)にありては次の方法に従ひ夫々地方長官との再協議を爲すべきものである。

第一、實地調査の結果何等公益上支障の虞れなき場合、此の場合は調査の際既に地方廳の立會員との間に了解ある等なるを以て其の事を附記し再應意見を求むる爲協商を爲すものとす

第二、作業上一定の制限を附するに於ては除害の目的を達し得るものなるとき、此場合は制限事項を列記し之を厳守せしむるも仍公益を害する虞れあるかを照會するものとす

第三、坑口の位置、地表の龜裂、陥落、土砂並に有害水の流失防止等鑛業の設備に關する設計書を徴し該設計等に基き取締を爲すに於ては公害を防止し得る場合、此の場合は出願人をして先づ設計等を提出せしめ其の設計書を海附して再應意見を求むるものとす

右の場合地方長官より理由を示さず、仍公益上有害なりとの意見あるときは鑛山監督局長は獨自の見解を以て許否の意見を決定し、許可支障なきものに付ては鑛業法施行細則第三十六條の規定に依り出願人に對し其通知を爲すべきである、尤も地方長官の意見に反して許可する場合は其の旨

地方長官へ通知を要するは勿論である

此場合地方長官として鑛業權の設定に關し公益上支障ありし確保し該處分に付仍不服なるときは、地方公益團體の代表機關として、換言すれば地方自治團體の代表者として鑛業權設定の登録後三十日以内に商工大臣に對し訴願するか又は行政裁判所に行政訴訟を提起し其の黑白を決すべきである。

## 昭和十四年度鑛産税及び特別鑛産税賦課標準價格

鑛業法第八十五條の規定（臨時租税増徴法第十三條の規定に依り準用する場合を含む）に依り昭和十四年中の鑛産物に對する鑛産税及特別鑛産税賦課の標準價格は商工省告示第七十一號（三月一日）を以つて左の通り定められた。但し左記以外の鑛産物の價格は別に之を檢定せられる筈である

産地	塊炭	粉炭	切込炭
北海道釧路郡、釧路市	一噸に付（括弧内イは十三年、ロは十二年の數字）		
福岡縣田川郡	赤池炭礦		
同縣鞍手郡	大之浦、古河目尾、新人の各炭礦		
同縣嘉穂郡	二瀬、飯塚、嘉穂、明治、吉隈の各炭礦		
同縣飯塚市	餘田炭礦		
同縣嘉穂郡	上山田、三井山野、下山田、綱分、平山、忠隈の各炭種		
同縣田川郡	大峰、峰地、中津原、本添田の各炭礦		
同縣鞍手郡	豆田、漆生、稱築、日吉、猪ノ鼻、庄司の各炭礦		
同縣嘉穂郡	中鶴、大辻、高松、大隈、高江の各炭礦		
同縣飯塚市	芳雄炭礦		
同縣田川郡	木原川崎、豐州、池尻、位登、新平和、糸飛、新勝田、眞岡、大峰五坑、岩鼻、大任、榊田、吉城の各炭礦		
同縣鞍手郡	木屋瀬、山浦の各炭礦		
同縣嘉穂郡	筑紫、相田、木城、天道、寶満、頼田、石丸、筑前、宮熊、中屋、第二筑前、高尾、笹原、第一山野、新山野、東山野の各炭礦		
同縣遠賀郡	岩崎、植生、深坂、海老津、戸切、別府、新平、高陽、寶の各炭礦		
同縣直方市	岡ノ浦炭礦		
同縣飯塚市	上添田、添田の各炭礦		
同縣田川郡	三仲、小林、木洞の各炭礦		
同縣鞍手郡	昭和、上山、山田、昭嘉、寶邊、目尾、本大城、福岡、芳の谷、鎮西、大定、大黒、新潤野の各炭礦		



- ロ 委員 總務部長 監理部長
- 九州石炭鑛業懇和會 九名
- 石炭鑛業互助會 四名
- 宇部鑛業組合 三名
- 西部石炭鑛業聯合會 三名
- 昭和石炭株式會社若松支店長一名
- 若松合同石炭株式會社 一名
- ハ 顧問 九州、山口、沖繩各縣知事
- 門司鐵道局長
- 熊本遞信局長
- 熊本營林局長
- 燃料廠採炭部長
- 其の他陸海軍關係官

- ニ 専門委員 勞務協議會、資材配給統制連絡協議會及技術協議會の役員中より選出す
- ホ 幹事 勞務課長 鑛業警察課長 出願登録課長
- 六、部會

本會の活動を敏速且つ適正ならしむる爲左の部會を置く

## 福岡地方鑛山用資材配給連絡協議會要項

- イ 勞務部會 勞務協議會より選出したる専門委員を以て組織し勞務管理に關する事項の調査立案を爲す
- ロ 資材部會 資材配給統制連絡協議會より選出したる専門委員を以て組織し資材の配給調整に關する事項の調査立案を爲す
- ハ 技術部會 技術協議會より選出したる専門委員を以て組織し採炭、輸送、動力其の他技術に關する事項の調査立案を爲す

鑛山用物資の圓滑なる配給を維持する目的を以て今般福鑛局内に右に關する協議會が設立された要項を示せば次の通りである。

一、主旨  
重要鑛物の増産益々緊要を加へつゝあるに拘はらず從來

兎角資材の配給機構分散し其の間連絡を缺く現状に鑑み之が迅速、且妥當なる配給を圖る事

### 二、名稱

本會は福岡地方鑛山用資材配給連絡協議會と稱す

### 三、目的

福岡鑛山監督局管内に於ける鑛山用資材の配給機構を整備し資材配給の圓滑を圖り以て鑛業報國の實を擧ぐるを目的とす

### 四、事業

- ① 關係官、公署並に關係団体との連絡に關する事項
- ② 鑛山用資材配給機關相互の連絡に關する事項
- ③ 鑛山用資材の入手方法並に配給機構の改善に關する事項
- ④ 其の他本會の目的達成に必要な事項

### 五、組織

本會は福岡鑛山監督局監理部施設課内に置き左の委員を以て組織す

委員長

監理部長

委員	加野書記長
全	川島 技師
全	市丸 技師
全	田中 技師
全	大内 技師
全	久保 屬
九州石炭鑛業懇話會鐵鋼統制協議會	
全	柳木 仙藏
全	山本 次郎
全	田後作次郎
宇部鑛業組合鐵鋼協議會	
委員	小島 成美
全	松本 金五
全	永富 五郎
鐵鋼統制互助會協議會	
委員	赤司 有三
全	笹井 琢藏
全	伊藤 眞自
菅原鑛業	

西部石炭鑛業聯合會

- 委員 (旭) 田中仙之助  
 委員 (長生) 柴田 堅次  
 委員 (日鐵) 瀧川清之助  
 福岡地方鑛山配給統制協議會  
 常任委員

鑛山監督局職員及各團體の選出したる委員中より夫々一名選出すること

- 委員 (佐賀關) 矢部兵之助  
 委員 (申木野) 筒井久次郎  
 委員 (協議會) 平野 政雄



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋

歐洲戰も英、獨のスカンヂナビヤ、及びバルカン攻防戰は經濟戰より武力戰に移り待望の四月攻勢は愈々本格的になつて來た。従つてデンマーク、ノルウェー兩國の商船の大部分は抑留或は拿捕を免れざる所であり、船腹不足は益々加重される、此の強材料により遠洋運賃は爆發的昂騰を演じるものと豫想される。

ロ、近海

遠洋配船の近海廻航により近海船腹は大約五百隻、二百八十四万噸に増加した。近海荷動きは石炭、鑛石を中心として漸次旺盛となり北洋材の積取、北洋漁業の開始等により一段と活況が期待され需給の前途は頗る憂慮されてゐる。

ハ、石炭

石炭の積取は命令配船又は既約物の積取で新規の商談は不進歩である。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京 濱	四、八〇	四、八〇
川 崎	五、五〇	五、五〇
伊 勢 灣	四、三〇	四、三〇
大阪川入	三、五〇	三、三〇
敦 賀	六、〇〇	五、二〇
仁 川	六、〇〇	五、二〇

二、帆船運賃

帆船運賃は夏季に向ひ例年の如く下り坂となり、目下回漕業組合にて四月より九月迄の運賃を荷主と協定の上當局に認下申請中である。重油の不足は滞船を増加し船腹の不足に拍車を加へてゐる。之により港頭貯炭は次第に増してゐる圓滑なる重油の配給こそ石炭輸送上の最大急務である。

四月若松協定運賃表

福岡縣若松市回漕商業組合  
 (單位壹噸ニ付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣	四、四〇	四、〇〇	和歌山	四、八〇	四、三〇
由良	四、四〇	四、〇〇	和歌山	四、八〇	四、三〇
大阪府	四、七〇	四、三〇	吉見	四、五〇	四、五〇
堺	四、七〇	四、三〇	岸和田	四、五〇	四、五〇
佐野	四、四〇	四、〇〇	岸和田港外	四、五〇	四、五〇
樽井	四、四〇	四、〇〇	大阪	四、五〇	四、五〇
兵庫縣	四、五〇	四、一〇	西ノ宮	四、五〇	四、五〇
尼ヶ崎	四、五〇	四、一〇	洲本	四、五〇	四、五〇
神戸	四、五〇	四、一〇	江井ヶ島	四、五〇	四、五〇
明石	四、五〇	四、一〇	別府	四、五〇	四、五〇
二見	四、五〇	四、一〇	會根	四、五〇	四、五〇
高砂	四、五〇	四、一〇	那波	四、五〇	四、五〇
木場	四、五〇	四、一〇	赤穂	四、五〇	四、五〇
網干	四、五〇	四、一〇	岡山縣	四、五〇	四、五〇
相生	四、五〇	四、一〇	牛窓	四、五〇	四、五〇
岡山縣	四、五〇	四、一〇	岡山	四、五〇	四、五〇
片上	四、五〇	四、一〇	宮ノ浦	四、五〇	四、五〇
鹿忍	四、五〇	四、一〇			
岡山入	四、五〇	四、一〇			

幸西	三、七五	三、三	小申	三、四三	三、三
彦崎	三、八六	三、四九	宇野	三、四三	三、九
玉田	三、三	三、〇三	日比	三、四九	三、三
田ノ口	三、四九	三、〇九	味野	三、四三	三、九
玉島	三、三	三、〇三	笠岡	三、三六	三、五
廣島縣					
福山	三、三	三、〇三	福山川入	三、五	三、七
柄ノ道	三、〇	三、六	因ノ島	三、〇七	三、六
尾ノ道	三、〇	三、六	糸崎	三、〇七	三、六
三原	三、〇	三、六	竹原	三、〇	三、七
阿賀	二、八	三、三	廣島川入	三、〇	三、七
宇品	二、八	三、三	吳	二、八	三、三
山口縣					
岩國	二、〇	二、四	今津川入	二、八	三、五
三田尻	二、四	二、一〇			
徳島縣					
徳島	四、〇	三、七	小松島	四、五	三、六
養	四、五	三、六			
香川縣					
小豆島	三、四	三、三	高松	三、七	三、〇
林田	三、七	三、〇	坂出	三、七	三、〇

丸龜	三、七	三、〇	多度津	三、三	三、九
觀音寺	三、七	三、〇			
愛媛縣					
川ノ江	三、四	三、〇	西條	三、七	三、〇
新居濱	三、五	三、五	壬生川	三、四	三、〇
今治	二、九	三、三	菊間	三、〇	二、六
堀江	三、〇	三、六	高濱	二、八	三、三
三津濱	二、八	三、三	長濱	二、八	三、三
宇和島	三、七	三、〇	八幡濱	三、七	三、〇

備考

一、指定仕向ケ先テ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ゲニナリタル時ハ相當ノ割増シテ申受ケル事

二、一港ニテモ二ヶ所以上積揚ゲニナル場合ハ第一項ニ準ズルモノトス

## 石炭増産配給の実績 調査會を結成

衆議院において石炭配給統制法案の審議に當つた櫻井委員長長外委員一同は二十七日閉院式終了後兩院協議室に參集協議の結果石炭の増産並に配給計畫が所期の目的を達成し得るか否かは實に全産業の盛衰に關する重大問題であるからこの際石法案の委員一同を以て石炭増産配給実績調査會を結成し政府の石炭増産並に配給計畫の實現に協力し議會における政府の言明の實踐を監視協力すること、し左の如き聲明書を發表すると共に即日事務所を衆議院議長官舎に置き理事長並に理事を左の如く互選し同日午後藤原商相と會見し左の趣旨を傳達して督勵した

△理事長櫻井兵五郎△理事中井川、澤田、松尾(三)(民政)篠原、小山田(中島)松尾(久原)小池、長谷(小會派)聲明 今次帝國議會に於て政府が言明したる石炭の六百

萬噸増産計畫は萬難を排しその完全なる實現を期せざるべからず、然りと雖もその事たる必しも容易の業にあらず、官民一體協心戮力以て事に當らずんば遂にその實現を期し難し、我等石炭配給統制法案の審議の任に就きたる者特に深くこゝに顧み審議完了を以て其の責盡きたりとせず、更めて「石炭増産、配給実績調査會」を結成し今後遲滞なく増産の経過を踏査しその實を擧ぐるに過なからしめ以て奉公の誠を致さんとす

## 東邦電力株式會社

## 本會幹部職員

### 才津原積君の逝去を悼む

本會幹部職員で一方會報の編輯主任に携つてゐた才津原積君は三月二十六日腦溢血にて倒れ療養中の所遂に今月卅日忽焉として逝去した。享年四十六歳、日々愉快に机を並べて仕事を共にし、食を共にしてゐた君が斯くも突然不歸の客とならんとは唯れしも豫想だにしないことであるだけ、一層哀悼の情に堪へない次第である。

君は廣島縣安藝郡熊野町の出身、青年時代上京、苦學獨行、明治大學英法科を卒業し、直ちに操斛界に入り一方政治運動にも参加、後郷里町民の懇望により町長に就任、町政政策に努力し功績の渺からざるものがあつた。然し間もなく郷土より推されて衆議院議員に立候補した事もあり、再び上京、小池、赤松氏等と交友を深くし政治、社會運動に参加したが、昭和十一年實業界に活躍すべく本會及互助會石炭株式會社に入社し、各種問題の生ずる毎に熱心に活動其の功績渺からず、特に鑛區整理問題及石炭共販反對運動に關しては東都に於て或は地方に於て日夜努力奮闘を續けたのであるが、右運動の一段落つくと共に忽ち黄泉の客と化した事は實に哀悼の極みである。

## 彙報

### 石炭共販の

#### 買入價格考慮

入江調整課長語る

石炭共販問題に關する要務を帯びて、瀬尾商工省囑託と共に廿三日來福の入江同局調整課長は廿四日福岡鑛山監督局で共販設立に就ての中央の方針を左の如く語つた。  
今回の共販案では内地生産炭並に輸入炭はプールの標準價格の原則で買入販賣することになつてゐるが、各地方各山によるコストの相違は、傳へられる如く現在の昭石系、互助會系、アットサイダーの三系統の團體別に隨つて、一定利潤を附して買入れると決つてゐるわけではなく、實情に依つて數段階の買入價格をみるこゝとなつてゐる、一定利潤の限界は基準經費の何分とか、何割とかと云つた様に考へてゐるわけではなく、實情に照して

常識的に考慮してゐる、標準價格構成に至る差損のカバーは補償金制度に依るか其他の方法をさるかは目下まだ話すまでに至つてゐない、炭價と増産計畫との調整は、現在の低物價政策を堅持する建前と矛盾しないやう考慮すべきものであるから、炭價は無論現水準以上に引上げない、共販會社の配當は出来るだけ民間出資分には保障する行き方で進むが、政府配當は暫く遠慮せねばなるまいと思ふ會社の規格賣炭方法實施の前提としては、理想として現行銘柄の整理はするが、差當り或種の炭に付ては炭質主義と銘柄主義とを併用する考へて進むことにしてゐる、

#### 一手買取決定か

内地共販を同一形態に  
北支炭一元會社の一元化をはかるため昨年來興亞院並に北支開發會社が中心となり、

これが具體案の審議を進めてゐるが、最近北支炭販賣一元會社の設立に對する根本方針については當業者との意見の一致決定を見いませぬ問題は、該一元會社の取扱ひを一手買取りの形式にするか、それとも委託販賣の形式にするか、かつて來てゐるのであるが、仄聞するところによればちかく成立すべく豫想される内地炭共販會社の機構と合致する運用の絶対條件としてゐる建前よりして、おそらく北支炭配給一元會社の取扱ひ形式も山元一手買取りと決定することにならう、而して内地炭共販會社設置に關してはこの程決定をみてゐるので、北支炭一元會社の具體化も案外速かに進捗するものとみられてゐる

#### 八分通り貫徹

中島德松氏歸福談

石炭配給統制法案を繞り中小炭坑業者の死活問題を提げ五十餘日間東上、政府當局に猛省を促し業者の生活權を見事確保し大成功を収めたのが國礦業界の大立物中島礦業株式會社社長互助會最高顧問、中島德松氏

は廿一日午前十一時卅六分博多驛着急行で歸福原合資會社、長曾原誠、筑紫炭坑社長、長府内義郎氏其の他官民多数の出迎へを受け、一先市内極樂寺町の別邸に落ちついたが氏は自宅で語る互助會幹部の人々もよく働いて呉れた、私達の陳情について藤原商相もよくお聞き下さり、勝過相も大變御盡力して戴いた結果において満足までは行かぬがまづ八分通りの希望は容れられた、此後は運用に當り官民一致協力して萬全を期し度いと思ふ、(九日)

### 就任交渉開始

日本石炭會社設立準備委員

商工省では石炭の一元配給機關たる日本石炭會社(官半民資本金五千萬圓)の設立準備委員會の結成を急ぎこれが人選は關係各省次官ならびに局長、貴衆兩院議員、學識経験のあるもの、石炭業者統制團體消費者より選出する方針であるが六日各候補者に就任の交渉を開始し今明日中にも正式決定の運びとなつた。

なほ設立準備委員の總人員は五十名にも達するので小委員を擧げて具體案を作成することに於てある。

### 日滿支石炭聯

支部長會議

日滿支石炭聯盟では八、九兩日支部長會議(上海、北京、新京の三支部)を開き日滿支綜合的の石炭需給計畫樹立に關する打合せを爲し續いて十六日理事會を開催することになつた。

炭礦に對する増産要望殊に強きも他方人的物的資材の入手益々窮乏となりつゝあり、かかる情勢の變化に對應せんため炭礦各局を綜合又は整備し以て各局の綜合的計畫性を強化すると共に從來各局の管理に屬したる各現場機關を各局より切離して炭礦の管理個所となし、各局をして炭礦の全的立場より各現場機關を監督指導統制せしめ以て炭礦運營を合理化せんことを期す、尙改正職制の要點は左の如し

- 一、從來の五局制を四局制とし第一、第二兩採炭局を採炭局に統合し、採炭局内各

課を第一計畫、第二計畫、採炭、保安の他庶務課を新設する。

- 一、工務局は從來の計畫、工作三課制を廢し、新設の庶務、設計、運轉、製修、工務の五課制とする。
- 一、工業局は從來の既設二課の他庶務課を新設する。
- 一、現場機關は一括し各局の從屬より之を切離し炭礦直屬とし新に西澤天桐事務所を新設する。

### 俸給天引貯金

平和産業一割取貯蓄一割五分

十五年度の貯蓄増加目標額と貯蓄獎勵實行方針は四日の貯蓄獎勵委員會總會で決定され、全國五十八萬三千の貯蓄組合を動員すると、更に一般國民に力強く呼びかけて新目標の二百廿億貯蓄に向つてスタートを切ることになつたが、本年度の貯蓄獎勵策の粗ひ所について大藏省の木内貯蓄獎勵局長にその抱負を聞いて見る

言葉は變ですが能力貯蓄の徹底といふことが今度の獎勵方法の特色といへるでせ

### 大阪礦業報國聯

幹事會十九日開催

大阪地方礦業報國聯合會では去る十九日午前十時より大阪礦山監督局々長室で幹事懇談會を開催し左の諸計畫につき懇談協議を遂げた

- 一、機關紙發行の件
- 二、礦業報國強調週間實施の件
- 三、大阪に於ける講演會開催の件
- 四、礦業映畫作成の件

### 大礦局が通牒

電力制限に伴ふ礦天貸銀に就て

大阪礦山監督局では電力供給制限に伴ふ管内礦山並に精錬所勞務者賃銀支拂に關する厚生省勞働局のその六割程度を下らざる手當を支給すること

大礦局勞務課では右主旨を徹底せしむべく各礦區の協力を希望して居り、實施に當り不審の場合は同課に問合はす旨懇瀆してある

### 北支開發の

大紋、滋縣炭礦

北支炭開發に當る北支那開發の子會社として井徑炭礦會社は資本金二千五百萬圓、中興炭礦は二千萬圓にて三月上旬設立されるが其の他の大紋と滋縣の各炭礦は引續き子會社せず運營會社として設立に決定した

### 當局協力を要望

共販反對中小炭礦業者へ

互助會、北海道石炭同交會、常磐炭礦聯合會、宇部石炭礦業聯合會四團體の共販反對運動は今後急速に具體化するかの如く見られてゐる修正共販會社設立を遅延せしめその内容も或る程度の再修正を豫想されるに至つてあるが、燃料局では右諸團體の反對に對し左の意向を有し極力國策協力を要望してある、即ち中小炭礦業者の反對理由はプールの標準價格による炭價の徹底的統制は減産を招來すること、生産費調査は不可能なこと、政府補助金損失補償が今後何時まで續くか不明である等を擧げてゐるが其

う、今まで多額の収益あるものが申請に少額の貯蓄をしてゐたやうな弊を改めて各人の収入、資産などを能力に應じてできる限り多額の貯蓄を行はしめる一方贅澤な品物を買ふやうな場合にこの機會をさらへて債券の購入や一定金額の貯蓄をさせることです、實行方法は目下研究中です、たゞはデパートで五百圓以上の帶を買ふ人があつたら店員がついでに店内の債券賣場で貯蓄債券を買ふやうに勧めるといつたわけで、強制力を持たせるわけにもゆかんでせうがさういふ習慣を國民の間に植ゑつけたいと思つてをります、債券購入を勧められるのがいやで必需品以外の高價な買物を差控へるやうになれば購買力の抑制になつてそれでも有効なことですが、それから今度は天引貯金を二層廣範圍に強化します、會社、工場、礦山方面の股贖産業は俸給、賃銀總額の一割五分、平和産業一割を天引させることとして税務署、警察、精助等の協力を得て徹底させるわけですが、購買力の抑制には収入の源泉において押へることがもつとも効果的であるからです

の眞の反對理由に、ブル平準價格によつて受ける中小炭業者の利潤壓迫であることであるが、之れに對しては現在炭價を基準とするもので決して不當に悪質炭、生産費高で炭礦を壓迫するものでなく實情に即應した價格によつて買上げるのであるとし國策協力を希望してゐる。

百萬噸の中、ハンカー炭として年額約百萬噸を使用する各船會社の意向を打診するに當局の意圖されることは洵に結構なことであるが要は需給の圓滑と炭價問題でその點を最も大口需要者として懸念してゐる。理論的には何よりのものと考えへるが、實際問題として仲々困難な問題が介在し果して當局の期待するやうな結果が得られるかどうか頗る疑問ではあるまいかペンカーとして一ヶ年百萬噸製糖用として三十五萬噸、官廳用として二十四萬噸であるが、官廳用は別として製糖會社、船會社とが蒙る影響は甚大であるとし成行を注視してゐる。

### 炭都大牟田に 新炭鑛會社

石炭増産の要望が各方面に叫ばれてゐる折柄、炭都大牟田地方にまた一つの新しい炭山會社が創立され三井、山岡炭礦、三池炭業の各會社と足並揃へて石炭報國に邁進することになつた。この新しい鑛區は大牟田市外三池町茶屋の原から米山一帯にまたがる十九萬二千五百坪で山口縣宇部市竹中雪藏氏がこのほゞ同鑛區地主大坂市南區笠屋町阪上益三氏より十二萬圓で買収、現地地鎮祭を執行、採炭に着手したものであるが、この地方は山林に石炭がはみ出してゐるほどでレベル式採炭法により比較的手軽に採り出すことが出来る。

### 石炭液化と

#### 亞炭乾餾發電事業企圖

石炭の不足を緩和するためには低品位炭の利用が最適であることとされ學者はもとより實際家においても低品位炭の高度利用に着目するところあり燃機機の改良が既に一部メーカにて断行せられ、これがため一昨年来開發を開始した大々的開發を計畫して居た三重縣伊賀上野在の伊賀炭鑛事業所では興

業當初の理想であつた亞炭乾餾による石炭液化事業を兼ねた企畫を提唱し現在營業中の機亞炭事業は亞炭乾餾へ一歩進めることになつた。

即ち亞炭炭田として名高い三重縣伊賀地方一帯の亞炭開發計畫は早くより着目されることあつたが石炭過剰による安値が承らなくつゞいたため亞炭の如きは見向きもされなかつたが近時石炭不足著しきものがあつたが石炭事業に關係するにせざるを問はず低品位炭の利用は關心事となつた。昭和十三年、十四年と二ヶ年間機亞炭業の地位に甘んじて居つた伊賀炭鑛事業所は今年に入つて以來理想實現のため代表者中村欽一氏は大坂に滞在し各方面に奔走した結果發電を兼ねた亞炭液化事業が此低品位炭開發に最適であること意見の一致を見出し得たので早速企業準備に乗りかゝつたものである。

なほ低溫乾餾と發電を兼ねた事業は海外にて好成绩を擧げて居り今年一月の大坂燃機懇談會例會でも會長辻元謙之助氏から電力飢饉對策として提唱された方法であり此企業の成否は注目目的となつてゐる。

### 石炭輸送對策

#### 門司鐵道局樹立

門司鐵道局では一ヶ月二百萬噸の石炭輸送を目標として石炭輸送強化に全力を傾注してゐるが、十二日午前十時から門鐵第一會議室で開かれた首腦會で對策を樹立した。

### 炭鑛首腦部と懇談

門司鐵道局では別項の送炭に關する首腦會に引續き午後四時より下關市山陽ホテルに筑豊炭の大手筋たる三井、三菱、昭和、古河、明治、貝島、麻生、住友、嘉穂各炭坑の首腦者十三名を招致し官民合同の石炭輸送懇談會を開催。

最初門鐵側より同日午前中に決定した輸送六大對策の内容を説明し業者の協力活用を切望、業者も其の意を諒として散會したが、門鐵では現在筑豊山元貯炭もある五十萬噸の一掃は勿論一日六萬六千噸を輸送せんとする計畫であるが、但し輸送船の充實策や荷役力の増強問題

に就ては未だ具體案が無く、この點目下西下中の柏原本省配車課長の歸京のうへ關係筋を協議し萬全を期すことになつた。

### 一億七千萬圓

#### 滿炭資金決る

滿炭では日滿兩國の石炭需給の現状に對處する七年度新事業計畫につき先般來審議を重ねてゐたがこの程これが成案を得るに至つた新計畫は同社開發重點の北滿行および五ヶ年計畫による増産計畫が明年において最高潮に達することなどの原因に物價高も加はつて所要資金は六年度繰越事業費二千萬圓を加へて總計一億九千萬圓に達してゐる、新所要資金一億七千萬圓の調達には近く豫定される増資一億圓の拂込社債三千萬圓及び借入金によることとなつてゐる。

當初の計畫による社債發行額は五、六千萬圓と豫定されてゐたが諸種の事情の爲三千萬圓に縮小を餘儀なくされた。め資金繰はかなり窮乏を免がれぬ状態にあるのでこれ等の點につき日本内地シ團を折衝のため永井常務理事東上した。

### 工場鑛山の生産能率

#### 百パーセント増進運動

厚生省労働局では工場、鑛山などにおける生産能率の増加について科學的研究を行ひ働く人の動員限度内で最大の能率をあげる運動を起すことになつた、そのため工場鑛山科學診斷班を組織し全國の工場、鑛山などに特派して生産過程や作業状況、勞務者の生活實相、工場、鑛山の各種福利施設などを科學的に検討し標準生産能率を基準にモデル工場、鑛山の生産能率方程式を他の工場、鑛山の生産能率を百分あげようといふ計畫で、班員には勞務管理委員やその方面の専門家を囑託し近く實現を見るはずである。

### 發電電北海道鑛業

#### 資金認可申請

日本發電會社では既報の如く北海道釧路附近に於ける北陽炭礦買収により北海道鑛業會社(假稱)の創立を準備中であつたが、

い、社内関係の事務完了し今週中に資  
金調整認可の申請手續を完了するこ  
となつた。

新會社の資本金は二千萬圓の豫定である  
が、右の結果手つき關係よりしてその  
創立總會開催は三月末又は四月上旬にま  
で遅延されるものと見られる。

### 發送電の貯炭

#### 順調に推移す

日本發送電會社に於ける貯炭狀況は順當な  
経過を辿つてゐるが、十九日午後現在、  
同本社入報による貯炭量概算左の如し  
△關東方面―總量一萬三千トンうち適質炭  
九千三百トン  
△關西方面―總量三十萬トン、うち適質炭  
十八萬六千トン

### 山元貯炭増大

#### 福岡鑛監局対策

海陸輸送能力の低下は山元貯炭を愈々増大  
せしめ、その結果は各山に於ける作業能率  
施設効率の低下となり、延いて時局柄由々  
しい減産傾向を顯著ならしめつゝあるに鑑

材とも跛行的につき各資材間の調整を圖  
り死蔵を防止すると共に現場員の資材不  
足に對する認識徹底を期すること  
一、今後配給統制に要すべき鑛業用資材及  
び物資に關する件

### 各港灣を總動員

#### 北支から日本へ

##### 石炭の對日供給確保

内地石炭需要の激増に鑑み北支炭の對日獲  
得量の増加は絶対必要であるが滿洲の増産  
分が現地消費に大部分を振向けられるので  
北支炭を極力對日輸出に振向けざるより期待  
されてゐる、而して北支に於ては開鑛炭礦  
及與中公司關係の管理炭礦を合すれば生産  
一千二百五十萬噸を見込むことが可能で更  
に十五年度に於ては二割増産が可能視され  
従つて今年度の三百萬噸から五百萬噸に増  
産される譯であるが問題は輸送能力で蓮運  
港、青島、塘沽、秦皇島等の各港を併用極  
力積出して努力し船腹の手當については他  
の物資より優先的に配船されることとなつ  
た。

み、福岡鑛山監督局では近日同局に各關係  
方面の來集を乞ひ、山元貯炭輸送促進に關  
する協議會を開き、減産防止の徹底を期す  
ると共に、當面の電力危機救援に資するこ  
となつた。

而して同局に於て目下懸急恒久対策とし  
て、考慮中のものは、貨車船舶の増配、  
貯炭場の改善、積出港並に積出施設の整  
備擴張、輸送ルートの調整、積出先の合  
理的交換分讓、關係勢力の需給調整その  
他で、同局ではこれら根本問題の解決を  
圖ることに依つて目的達成の促進を急ぐ  
こととなつてゐる。

### 福岡鑛山用資材

#### 配給協議會設立

##### 先づ機構整備を審議

資材増産計畫に對照すべくかねてより福岡  
鑛山監督局管内におけるこの種關係五團體  
をもつて監督局の斡旋のもとに設置準備中  
であつた福岡地方鑛山用資材配給統制連絡  
協議會は八日午後一時より福岡市昭和ビル  
に於て設立總會を開催した、總會後直ちに

### 北陽炭田開發

#### 北海道炭業ノ設立

日本發送電の所要石炭の需給については最  
に電力調整委員會において切實なる要望が  
あり既に南樺太炭開發の目的を以て舊藤樺  
太石炭鑛業が創立されたが今回これに引續  
き北海道釧路附近の北陽炭田買収にともな  
ひこれが開發のため北海道炭業（資本金二  
千萬圓）を設立することに決定、資金調整  
法による認可を経たる上來月早々創立總會  
をする運びとなつた。

北陽炭田は石炭埋藏量四億トン本年度二  
、三十萬トン、明年度四、五十萬トン程  
度を採掘し結局年二百萬トン採掘の計畫  
である、更に滿洲の朝陽炭礦開發につい  
ては藤岡理事の調査報告にもつき目下  
對策を考究中であるが同炭礦の有現性に  
かんがみ今後滿洲側當局との間に右開發  
を日本發送電の單獨經營によるか或は滿  
洲側との共同出資によるか折衝を重ねる  
筈である。

### 石炭互助會の

#### 鑛區整理促進

石炭互助會の大手筋死藏鑛區整理要望は五  
日武内專務が中村福監局長と會見の結果、  
既に監督局に於ても關係鑛區の調査完了し  
居るので切實な増産對策として速急に交渉  
の進捗を圖る事に決定、關係鑛區を三鑛區  
加して二十四坑とし讓受面積四百五十一萬  
六千八百八十四坪と成つたので増産高も當初  
計畫より膨脹し初年度百萬三千四百十八噸  
次年度百萬六十萬五千噸と成る筈で、互助  
會側は重要鑛物増産法第五條を適用強制整  
理を希望して居る、なほ今後の折衝に備へ  
六日關係廿四坑代表を以て鑛區整理促進委  
員會を設立左記十氏を常任委員に選定した  
加茂泰吉(加茂目尾坑)荒牧健造(芳ノ谷)  
小林俊治(福富)久野保池(尻)濱田義宏  
(日吉)角銅貞雄(平和)木間誠之進(別府)  
松尾琢之(鞍手)岩野環(石丸)杉村精亮(海老津)

### 住宅問題重大化

#### 鑛夫移動で採炭阻害

當局の対策注目さる

目下緊急化したつ、ある石炭の増産を阻害してゐる主要なる原因は、労力と資材の供給不足である。とみられてゐたところ昨年末來商工省では労力の補充策として各地より炭鑛地に労働者を集中せしめてゐるが、これにともなひ住宅の不備不足が重大化し石炭業者はもちろぬ労働者よりもその急速な解決が要望されるに至つた。すなはち石炭の生産が豫定通り進捗しないのはまづ労力の不足にある。まづ當局では内地および朝鮮等より多数の労働者を現地に供給しつゝあるとはいへ、從來住宅の不足であつたところへ、さらに相當数の労働者が一時に流入したため、さうする困難と鋭意これが打開につとめられたも釘、針金、木材等の入手難によつて住宅の建築は思ふ通りならず、このためせつなく集まつた労働者も短日時の間に離散する傾向が顯著となつてきた。商工省が樹立中の石炭大増産計畫を完遂するためには、多数の労働者なくしては達

成されなかつたことが明かになる。これら労働者を收容すべき住宅の建設もまた重大化し當局の處置如何が注目されてゐる。通牒に基き昨日管内鑛山並に精錬所労働者に向ひ左の要旨の通牒を發した。

- 一、直接電力供給無き場合に於ても機械清掃その他電力に關係なき業務に従事せしむること。
- 一、已むを得ず作業を休止せしむる場合でも實收賃銀の範圍内で支給する事。

#### 創立總會開く

#### 岡山炭鑛同業組合

時局下國策燃料資源開發強化の餘波をうけて岡山縣下の炭礦熱は最近に至つて著しく擡頭するに至り休曠久しきに亘り僅かに昔日の旺盛ぶりを遺してゐた山間僻地の炭礦にもそれなく投資家が現れ、各所に「炭礦黄金時代再び来る」の評を一層昂めるに至つたので、業者間でもこれが連絡協議並に親睦扶助と石炭配給の圓滑をはかり、益々燃料報國の完遂を期する爲め岡山縣炭礦同業組合の結成に努力してゐたが、これが準備も完了したので五日川上郡手莊村地頭に

於て炭礦同業組合創立總會を開き、組合の規約事業計畫其他に就いて協議を重ねた。

#### 理春炭鑛の増産

昨年末滿炭、東鐵産業兩社の折半出資により設立された理春炭鑛では康徳十年度の出炭五百萬噸を目標に大増産計畫をすゝめてゐるが七年度は資材關係を考慮して當初目標五十萬噸に縮小してこれが完遂を期してゐり、七年度は現在稼行中の冰安、喜多山兩鑛業所の外爾敏、胡蘆別、土門子、磐石灣の各鑛業所が漸次本格的稼行期に入る豫定である、同社では開發計畫の遂行に伴ふ所要資金の増大に應ずるため先般の重役會に於て二千萬圓の増資を行ひ、現資金一千万圓を三千萬圓とするに決定目下政府に認可申請中であり近く正式決定を見る豫定であるが、増資額は海炭、東滿産業で折半引受けに決定してゐる。

#### 鑛山安全祈願祭

知事が大願主で

英彦山神社に祈る

福岡縣知事、福岡鑛山監督局長、縣鑛工聯

合會長、筑豊石炭鑛業會長、石炭鑛業互助會長ら大願主となつて一日から三日間官幣中社英彦山神社で嚴修される鑛山工場安全大祈願祭第一日は大願主兒玉縣知事(小泉警察部長代理)以下參列員、鑛山工場従業員一千余名參列し一日午前十一時から森殿の氣みなぎり同社奉幣殿で嚴肅に開式、修祓、開扉、供饌に次いで高千穂宮司の祝詞奏上、玉串奉奠、兒玉大願主(小泉警察部長代理)以下參列員順次玉串奉奠、一般參列者自座拜禮、鑛山工場災禍祓除、軍需資材満足の新願をなし正午滞りなく第一日の祭儀を終了した、二日以後の大願主参拜日程は次の通り。

(第二日) 鑛鑛局長中村幸八氏(第三日) 鑛工聯合會長小泉格郎氏、筑豊石炭鑛業會長島太市氏、石炭鑛業互助會會長野上辰之助氏

#### 懇ろに弔ふ

#### 大和炭坑合同坑葬

二日朝坑内瓦斯爆發の爲め十四名の犠牲者を出した嘉穂郡山田町久恒鑛業大和炭坑では四日午後三時より上山田長教寺で合同坑

葬を執行、涙も乾かぬ各遺族を始め關係方面より多数の會葬者があり、懇ろに産業戰士の靈を弔つた。

#### 電力料平準化

#### カーバイトにブール案

業者は減産を危惧す

日本カーバイト工組では參與會を開き、値上の交換條件として商工省が提示した電力料金平準化を目標とする積立金共同計算案を中心と検討協議したが、商工省案による積立を實行すれば結局實質的には値上(一罐一等品三圓卅五錢より四圓五十錢に改訂)にならず優良會社は一層負擔が加重すること、なるので業者としては商工省提示案の採用は不可避として居るもの、電力を合金鐵方面へ振向けるか或は石灰窒素化する傾向が強まりカーバイトは必然減産を余儀なくするに至るものと見られるので同組合では二日總會を開催、引續き同問題につき協議した、尙商工當局より値上の交換條件として提示せる積立金案骨子左の如し、一、値上分の中二・五キロ一罐當四十二

錢を各社により高低の差ある使用電力料金の平準化に資するため積立金としブール計算資金とする。

- 一、積立金は電力料一キロ七厘九毛以上を要したるものに對し自己補償をなし、一錢二厘七毛を超過するの已むなき事情ある場合は商工省は日本發送電交涉及右法準以上に引上げる事を阻止するか或は他に適宜の方法をとること。
- 一五、二パーセントの昂騰を示してゐる、次に右指數を小賣物價指數と對照した同月中の實質賃金指數を見るにこれは八〇、七で前月に比し〇、四パーセント前年同月に比し一、三パーセントの各低落を示し物價高を反映した各月賃金の騰勢に對する實質賃金の低落が注目される(△印低落單位%)

二月 前月 前年	比	前月 前年
全國賃金指數	100.1	100.1
織維工業	100.1	100.1
金屬工業	100.1	100.1
機械器具工業	100.1	100.1
窯業	100.1	100.1
化學工業	100.1	100.1
食料品工業	100.1	100.1
被服及身廻品製造	100.1	100.1
製材及び家具製造業	100.1	100.1

# 本會記事

## ●重役理事會

四月十日午後一時より本社會議室に於て開催、山本社長始め北代(代)、金丸(代)、中島、松尾、三崎、橋上、田籠、有江、西本、西田、和才、各重役出席、武内專務は病氣欠席、山本社長、議長席につき、左記議題につき慎重協議を行ひ午後五時散會した。

一、石炭配給統制法案議會上提より通過に至る迄経過報告  
其他

## ●臨時互助會總會

四月十三日、午後一時より若松商工會議所に於て臨時互助會總會を開催した。

### △日本鑛山協會福岡支部常議員會

福岡鑛山監督局に支部を置いてゐる日本鑛山協會では三

月二十九日、午後一時から福岡市千代田生命ビル三階に於て支部評議員會を開催、昭和十五年年度決算につき協議を行った。本會より專務の代理として川原社員出席。

### △英彦山神社工場鑛山安全祈願祭

四月三日英彦山神社に於て嚴肅に執行された、會長代理として野見山社員參籠した。

### △福岡縣鑛工聯合會評議員會

四月五日、福岡市縣廳別館に於て開催、本社より大川社員出席、同會は一旦これを解消し、これまで同會の行ひ來つた行事等はすべて福岡縣産業報國會に於て繼承する事に決定した。

### ○本會資材部關係會議は左記の通り

一、第二回購買研究會三月二十二日遠賀鑛業所に於て開催、赤司主任、町田、石橋、早間、岩崎社員出席。

政府拂下米の輸送及び飯米確保に關し炭礦購買配給所主任相集つて協議した。

### 一、鐵鋼部會委員會

三月二十三日本社にて開催

鋼材不渡切符に關する對策の件協議

### 一、第三回購買研究會

三月二十八日本社に於て開催飯米の件にて協議の結果農林省への陳情委員を七名選定し尙縣廳及福鑛局に陳情する事に決定した。

### 一、第四回購買研究會

四月五日福岡市昭和ビル二階に於て開催、四日間亘る陳情の経過報告をなしそれについての對策確保の件につき協議した。當日は縣米穀課大塚事務官も臨席政府及び縣の米穀對策の説明があつた。

### 一、福鑛局管内物資配給連絡協議會

四月八日福岡市昭和ビル三階に於て開催、互助會外各配給統制団体代表者出席、中村局長、榎本同總務部長、加野書記官外臨席同會要

網を決定協議を行つた。

本會より赤司課長出席した。

### △業務課關係記事

#### 一、十日會春季總會

鐵道俱樂部に於て、本會野見山、丹生、丸山社員出席

三原、有井氏の新舊助役歡迎送會を兼ねて開催。

一、石炭販賣取締規則に關する打合會炭坑販賣部會議

四月二日、午後一時より若松商工會議所に於て開催、會員炭坑販賣部主任出席。

本社よりは其の日東京より歸社した安西業務課長より本年上半年に於ける配給計畫につき説明、其の他種々協議した。

## ●肥前支部關係記事

### △鐵鋼配給打合會議

三月三十一日、佐世保市公會堂に於て開催、支部全炭坑出席、鐵鋼材配給切符整理に就き協議を遂げた。

### ●共販反對實行委員運動經過

#### △實行委員再び上京

北松方面に於る運動を終へて、加茂委員長外久野、荒牧井家上の各委員は二十二日上京した。

この日共販案は衆議院を附帯決議付きで通過した。二十六日貴族院も通過した。

#### △委員歸若、實行委員會開催

四月一日委員一行歸若、直に本會事務所に於て實行委員

會を開き、上京委員經過の報告をして協議に入り、坑主總會を開いて一般會員へも同様の報告をなす事を決定。

#### △坑主總會開催

四月七日午前十時より、直方市公會堂に於て開催、加茂委員長外久野、荒牧、角口、委員よりそれぞれ報告を行ひたる後、反對委員會を解消する事になつた。後一旦會を閉ぢ、午後三時より協議會に入り、今後の對策につき慎重協議を遂げたが重役との連絡機關として委員を選定午後五時散會した。

## 石炭鑛業權設定

(自昭和十四年十一月二十日 至同 年十二月二十日)

### 福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
福岡 七六五	田川郡添田町	三三,000	石原長次
福岡 七六六	築上郡葛城村西角田村	1,000,000	野見山安太郎
福岡 七六七	同郡葛城村築城村下城井村	同上	同上
福岡 七六八	同郡築城村葛城村	1,000,000	同上
福岡 七六九	鞍手郡宮田町	九,000	貝島炭礦株式會社
福岡 七七〇	宇部市地先海面	四〇,〇〇〇	山田新松 外一人
福岡 七七一	吉敷郡佐山村井關村	九,000	沼田才治
福岡 七七二	北松浦郡今福町並海面	二六,000	昭和炭業株式會社
福岡 七七三	東國東郡姫島村並海面	六三,000	竹中雪藏
福岡 七七四	小倉市並海面山口縣下關市地先海面	六〇,000	日産化學工業株式會社
福岡 七七五	吉敷郡名田島村嘉川村	九六,000	稻村久惠
福岡 七七六	厚狹郡生田村地先海面厚狹町地先海面小野田町	九三,000	山口縣厚狹郡厚南村
福岡 七七七	西松浦郡大山村曲川村	七五,000	下關市關後地村
福岡 七七八	杵島郡武雄町	一七,000	佐世保市比良町
福岡 七七九	美彌郡岩永村秋吉村	三三,000	宇部市中字部
福岡 七八〇	南高來郡土黒村地先海面神代村地先海面	九一,八〇〇	下關市關後地村
福岡 七八一	三井郡立石村太刀洗村	三二,000	佐賀縣藤津郡久間村
福岡 七八二	同郡立石村太刀洗村三國村	三三,000	同上
福岡 七八三	同郡小郡村三國村立石村御原村	九〇,000	同上
福岡 七八四	同郡小原村立石村太刀洗村	九六,000	同上

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
福岡 七六五	田川郡添田町	三三,000	大阪市東區南久寶寺町四丁目
福岡 七六六	築上郡葛城村西角田村	1,000,000	福岡縣嘉穗郡大隈町
福岡 七六七	同郡葛城村築城村下城井村	同上	同上
福岡 七六八	同郡築城村葛城村	1,000,000	同上
福岡 七六九	鞍手郡宮田町	九,000	下關市唐戸町
福岡 七七〇	宇部市地先海面	四〇,〇〇〇	宇部市冲宇部
福岡 七七一	吉敷郡佐山村井關村	九,000	東京市四谷區須賀町
福岡 七七二	北松浦郡今福町並海面	二六,000	同市日本橋區江三橋一丁目
福岡 七七三	東國東郡姫島村並海面	六三,000	宇部市冲宇部
福岡 七七四	小倉市並海面山口縣下關市地先海面	六〇,000	東京市芝區田村町一丁目
福岡 七七五	吉敷郡名田島村嘉川村	九六,000	宇部市冲宇部
福岡 七七六	厚狹郡生田村地先海面厚狹町地先海面小野田町	九三,000	山口縣厚狹郡厚南村
福岡 七七七	西松浦郡大山村曲川村	七五,000	下關市關後地村
福岡 七七八	杵島郡武雄町	一七,000	佐世保市比良町
福岡 七七九	美彌郡岩永村秋吉村	三三,000	宇部市中字部
福岡 七八〇	南高來郡土黒村地先海面神代村地先海面	九一,八〇〇	下關市關後地村
福岡 七八一	三井郡立石村太刀洗村	三二,000	佐賀縣藤津郡久間村
福岡 七八二	同郡立石村太刀洗村三國村	三三,000	同上
福岡 七八三	同郡小郡村三國村立石村御原村	九〇,000	同上
福岡 七八四	同郡小原村立石村太刀洗村	九六,000	同上



山口 三三〇	大津郡日置村深川町	六〇〇,〇〇〇	下關市西南部町	賈部 力外一人
山口 三三〇	三井郡小郡村佐賀縣三養基郡基山村田代村基里村	九一〇,〇〇〇	佐賀縣藤津郡久間村	山口 慶八
山口 三三五	厚狹郡小野田町地先海面	三三〇,〇〇〇	宇部市宇部	小林 正
佐賀 三三〇	佐賀郡鍋島村嘉瀬村久保田村小城郡三日月村	九三〇,〇〇〇	佐賀縣藤津郡久間村	梶原 榮
長崎 三三〇	西松浦郡曲川村大山村	四九〇,〇〇〇	福岡市飛石町一丁目	馬場セイ 外一人
長崎 三三〇	北松浦郡中野村並ニ海面	三六〇,〇〇〇	長崎市伊勢町	百田愛子 外一人
山口 三三〇	同郡今福町並ニ海面	四四〇,〇〇〇	長崎縣北松浦郡鹿町村	河内 進
山口 三三〇	厚狹郡小野田町並ニ海面	一〇〇,〇〇〇	福岡縣田川郡伊田町	熊谷 平治兵衛
長崎 三三〇	南松浦郡三井樂村並ニ海面	九四〇,〇〇〇	福岡市新開町一丁目	佐々木仙太郎
福岡 三三〇	樂上郡岩屋村上城井村	一,〇〇〇,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱鑛業株式會社
福岡 三三〇	同郡岩屋村大分縣下毛郡津民村	三〇〇,〇〇〇	同 上	同 上
福岡 三三〇	同郡岩屋村大分縣下毛郡津民村榎木村	一,〇〇〇,〇〇〇	同 上	同 上
福岡 三三〇	同郡上城井村	二四〇,〇〇〇	同 上	同 上
福岡 三三〇	同郡上城井村岩屋村	六〇〇,〇〇〇	同 上	同 上
福岡 三三〇	同郡上城井村葛城村	一,〇〇〇,〇〇〇	同 上	同 上
福岡 三三〇	同郡上城井村	八〇〇,〇〇〇	同 上	同 上
山口 三三〇	厚狹郡生田村地先海面厚狹町地先海面	一,〇〇〇,〇〇〇	山口厚狹郡厚南村	神田重一 外一人
山口 三三〇	同郡小野田町地先海面	九六〇,〇〇〇	宇部市小串	濱田 凌
大分 三三〇	日田郡三花村小野田西有田村	九三〇,〇〇〇	小倉市米町	角野四郎 外三人

熊本 三三〇	阿蘇郡小國村小國町	二五〇,〇〇〇	兵庫縣武庫郡本山村	竹岡 筒三
福岡 三三〇	粕屋郡古賀町宗像郡福岡町並ニ海面	一,〇〇〇,〇〇〇	宇部市小串	瀬戸軍一 外三人
山口 三三〇	樂上郡西角田村葛城村	一,〇〇〇,〇〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町	野見山 安太郎
山口 三三〇	豐浦郡豐東村岡枝村	一,〇〇〇,〇〇〇	小倉市馬借町	谷村清次郎 外一人
山口 三三〇	厚狹郡王善村地先海面生田村地先海面	八三〇,〇〇〇	宇部市小串村	田 四郎 外一人



# 炭界日誌

福井生

三月十六日 土曜  
 △日本石炭會社の買上炭價の算定は政府の指定値乃至自肅値を標準にすると答辯した。

三月十七日 日曜  
 △共販反對委員一行歸若、直に坑主協議會を開いた。  
 △福岡縣水洗石炭鑛業組合聯合會幹事支部發會式。  
 三月十八日 月曜  
 △若松市公會堂に於て共販反對演說會を開いた。

△新大阪ホテルに於て、石炭販賣協定價格設定に關する懇談會を開催、關西地方の業者代表出席したが、協定値については各府縣歩調を統一する事を申合せた。

三月十九日 火曜  
 △共販委員、炭坑代表者一行本日より三日間に亘り福岡、佐賀、長崎方面の運動に出發した。  
 三月二十日 水曜  
 △石炭配給統制法案各派代表委員懇談會に於て、該法案に

嚴重なる附帯決議を附す事に決定した。

△炭價は賞分釘付とすると商相言明。

△井陘炭坑大爆發して死傷者三百名に上つた。

三月廿一日 木曜

△佐世保に於て共販反對演說會。

△日本石炭株式會社の事業開始は來る七月一日と言はれてゐる。

三月廿二日 金曜

△加茂泰吉氏外上京した。

△石炭配給統制法案、修正案、附帯決議案附にて衆議院を通過した。

三月廿三日 土曜

△資材配給、増産計畫の調整に福礦局で万全の計畫を立て近く各統制團體と協議を行ふ事になつた。

三月廿四日 日曜

△兒玉福岡縣知事歸任、石炭共販問題については、其の運用に充分注意をするから大した摩擦はないと語つた。

△重油の割當配給不圓滑の爲若松港石炭輸送船立往生をし

てゐる。

三月廿五日 月曜

△石炭配給統制法案が貴族院を通過した。

三月廿六日 火曜

△九州採炭株式會社、本社を若松市に移轉した。

三月廿七日 水曜

△炭礦住宅實狀調査の爲、厚生省大村技師が來福した。

△石炭配給統制法案委員を以て、増産實績調査會を結成、同法案運行に關し嚴重に監視する事になつた。

△福礦局佐久勞務課長は半島勞力の移入につき總督府の協約を得て朝鮮より歸任した。

三月廿八日 木曜

△日發の送炭も順調となつたので外炭輸入は打切りの事に決定した。

三月廿九日 金曜

△日本礦山協會福岡支部常議員會。(於千代田ビル)

△若松市では北港に一時六、六十疋の炭積機の据付けを完了した。

三月三十日 土曜

△本會會報主任才津原積氏逝去。

△鐵鋼統制需給統制規則が公布された、四月十日より施行される。

三月卅一日 日曜

△本社相談役中島徳松氏外末吉、西本、西田各重役歸省した。

四月一日 月曜

△加茂氏外歸若、委員會を開いた。

△日本發送電の石炭割當二百萬噸に削減された。

四月二日 火曜

△若松商工會議所に於て、炭坑販賣部主任打合會開催。

△大和炭坑ガス爆發、十餘名死傷した。

四月三日 水曜

△英彦山神社工場鑛山安全祈願祭が執行された。

△上京中の本社武内事務、風戸主事外歸社した。

四月四日 木曜

△故才津原氏葬儀、

△久恒大和炭坑合同葬、本會より野見山社員出席。

四月五日 金曜

△福岡縣鑛工聯合會評議員會。(於縣廳別館)

△福岡地方鑛業報國聯合會總會。

四月六日 火曜

△若松港十四年度の石炭積出二千萬噸の新記録を作らんとしつゝある。

四月七日 日曜

△直方市公會堂に於て、實行委員報告會を開催した。

△筑豊採炭鑛業報國會結成會、飯塚に於て舉行。

四月八日 月曜

△福礦局管内物資配給連絡協議會。(於昭和ビル)

△福礦局岩崎整理部長歸任したが、半島人勞務者既に二万四千人決定してゐると語つた。

四月九日 火曜

△本社山本社長が歸若した。

△獨軍丁抹に進入、歐洲戰爭は本格的となつた。

四月十日 水曜

△本社重役理事會を本社會議室に於て開催した。

を視察した。

△北海道石炭會社の創立總會、日本發送電會社に於て開催した。

△石炭品位取締規則が公布された。

△福礦局では出張所を若松に新設すべく、計畫中である。

四月十一日 木曜

△價格形成中央委員會第十一回總會東京會館に於て開催、燃料部會外八部會を設置する事に決定した。

四月十二日 金曜

△日本石炭株式會社設立委員として、互助會よりは山本社長、武内專務の二氏任命された。

△日本石炭株式會社設立委員第一次總會開催された。

四月十三日 土曜

△若松商工會議所に於て互助會總會。

四月十四日 日曜

△田川郡石炭統制販賣株式會社設立委員會が開催された、資本金百二十万圓の豫定。

四月十五日

△吉田厚相西下し筑豊炭田、大之浦、新目尾、神田各炭坑



### 編輯後記

軍需初め各種産業の要求する石炭は益々増加傾向にあり、十五年度は其の需要増設一千萬噸と稱され、空前の數字に達してゐる此際問題の「石炭統制法案」其他増産策が兩院を通過し實施を見る事となつたが、果して政府の石炭政策が克く此の難關を突破し得るや否や、我々業者は極力之に協力して石炭報國に邁進する覺悟であるが、一時政府案に對し徹底的に對立的見解を持つてゐる以上其の實施による現實的効果を刮目するものである。

× × ×  
本誌の編輯主任を兼務して來た才津原君は去月卅日勿焉として不歸の客となつた。蒙

放蕩落にして一方細心なる政治家的性格の君を喪つた事は、單に本誌の爲のみならず惜しい事をした。

× × ×  
本号は議會後のこととして「法令特輯号」として業者に直接關係ある新法令を満載した。参考とせられたい。

× × ×  
本誌は讀者及會員の原稿投稿を歓迎するものであるから、次号よりドシ／＼投稿されたい。但し掲載有無は編輯者の自由にお任せ戴きたい。宛名「互助會報編輯係」宛。

× × ×  
編輯主任が急逝された爲で前月から本月にかけて發行が遅れ、各方面に御迷惑をかけたのは申譯ない、しかもはや陣容が調つたので來月からは大丈夫と思ふ。(清風生)

### 互助會報・第五卷・第四號

購 一冊 金參拾錢 郵税共  
半年分 金壹圓八拾錢同上  
一年分 金參圓六拾錢同上  
料金は前金の事

昭和十五年四月十七日印刷納本  
昭和十五年四月二十日發行  
若松市本町二丁目 行

石炭礦業互助會

發行人 風戸 道康

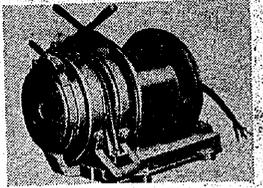
編輯人 吉田 万造

印刷所 吉田印刷所

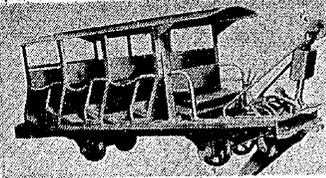
電話 六五二番

福岡縣若松市本町二丁目  
發行所 石炭礦業互助會

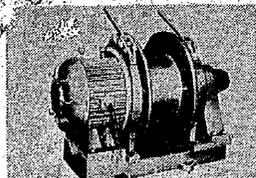
電話 四七三〇  
六八一七  
九一七〇



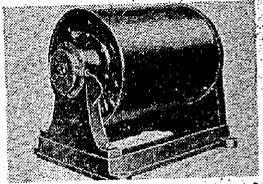
(九六型捲)



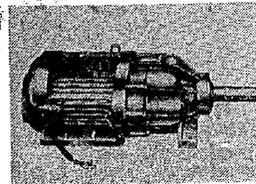
(人車急救車)



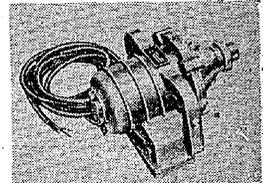
(小型萬能捲)



(九六型モーターブリー)



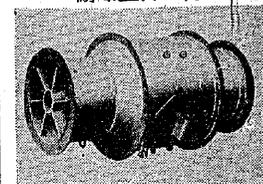
(コンベヤー電動機)  
GX-N-S型



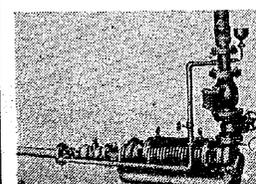
(コールドリル)  
耐爆型馬力



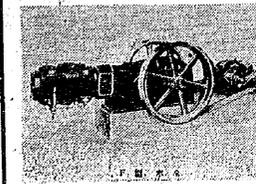
(電気開閉器)



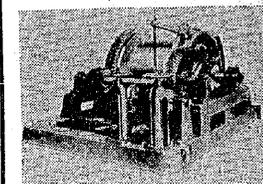
(局所扇風機)



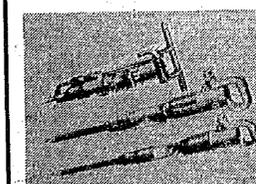
(掘進用タービンポンプ)



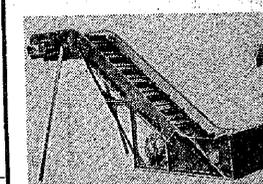
(空氣壓縮機)



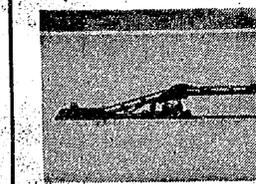
(大型電気捲)



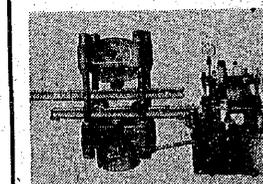
(ロツク・ドリル)  
ピツク・ハンマー



(チェーン・ローダー)



(ベルトローダー)



(水壓式レール枠曲機)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機

株式  
會社  
谷  
商  
店

福岡市上小山町三ノ四番地  
電話 〇五七〇・一九〇六・一九九

ベルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理關係

日本機械製造株式會社	草場計器株式會社	藤村機械株式會社	東京鐵工所株式會社	東川鐵工所株式會社	大隈鐵工所株式會社	日本S.K.F.興業株式會社	榨本チエーン製作所	瓜生製作株式會社	獨乙製鋼株式會社	獨乙プロットマン社	西電工業所
------------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	----------------	-----------	----------	----------	-----------	-------

毛植利製作所	植田鐵工所	關西鐵工所									
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

昭和十五年四月七日第三種郵便物認可  
昭和十五年四月二十日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會